

新たな東北圏広域地方計画 中間とりまとめ（事務局案）

第1章. 計画の目的

第1節 計画の目的

国土形成計画法に基づく国土形成計画は、それまでの全国総合開発計画に代わる「全国計画」と、各地方の開発促進計画に代わる「広域地方計画」によって構成されており、全国計画は、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることをその基本の方針として、2008年7月4日に閣議決定された。

東北圏広域地方計画は、2009年8月4日に国土形成計画法に基づき国土交通大臣が決定した計画であり、全国計画の基本の方針に基づき、東北圏の地域特性を踏まえながら特色のある地域戦略を描くため、経済団体、地方公共団体、国の地方支分部局が協議を行った上で策定した。

東北圏広域地方計画策定の約1年半後となる2011年3月11日に発生した東日本大震災は、長い年月をかけて培ってきた災害への備えの想定を超えるものであり、これにより新たな教訓や課題が顕在化することとなった。そして、国土を巡り大きく状況が変化する中で、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示す「国土のグランドデザイン2050」が2014年7月に取りまとめられ、2015年8月14日に国土形成計画（全国計画）が閣議決定された。これを受けて東北圏においても国土形成における諸課題に対応すべく、2016年3月に将来像を「震災復興から自立的発展へ」とし、計画を変更した。

その後、国土形成計画（全国計画）の策定から約8年が経過する中、国土をめぐる社会経済状況は大きく変化してきており、時代の転換点ともいえる局面にある。人口減少・少子高齢化の加速、巨大災害リスクの切迫、気候危機の深刻化、生物多様性の損失など、我が国が直面するリスクは、今後、その切迫感や深刻度がより増していくものと想定される。その影響は、東京一極集中といった国土構造の歪みと相まって、特に地方の生活・経済の存立そのものを脅かすことが懸念される。地域の公共交通や医療・福祉・介護など、生活に不可欠なサービスの利便性が低下し、地方における人口減少・流出の悪循環につながる流れが続けば、2050年には全国の居住地域の約2割が無居住化することが推計されている。地域が直面する危機的な状況の広がりや、均衡のとれた国土利用の観点からも、その持続性を損ないかねない焦眉の問題であり、今を生きる世代として長期的視点に立った課題認識と対応が迫られている。

加えて、2020年初からの新型コロナウイルス感染症の拡大や、2022年2月から始まったロシアによるウクライナ侵略など、従来必ずしも社会全体で想定されてこなかったリスクは、国民の価値観や社会経済のあり方に深刻な影響を及ぼし、構造的な変化をもたらしている。また、長期にわたるコロナ禍を契機としたデジタル化の進展と相まって、テレワークの普及等による暮らし方・働き方の変化や、若者世代を中心とした地方・田園回帰にもつながりうるローカル志向の広がりなど、人々の価値観や行動様式の変化の兆しが少しずつ見え始めている。

こうした社会経済の大きな変化に直面する我が国は、まさに時代の重大な岐路に立っており、

1 2021年6月にとりまとめられた「国土の長期展望」や国土審議会で設置された計画部会において
2 「新たな国土形成計画（全国計画）」が議論され、2023年7月28日に閣議決定された。これを受け
3 けて東北圏においても、各種関連計画、人口減少の深刻化やコロナ禍を契機とした新たな暮らし
4 方・働き方の変化を始めとする価値観の多様化など、顕在化している諸課題に対応すべく「新たな
5 東北圏広域地方計画」（以下、「本計画」という）を策定することとした。

6 本計画の策定に当たっては、2050年の長期を見通し、様々な資源、技術、知恵を総動員して、
7 長期的・総合的な発展を目指すとともに、東日本大震災からのより良い復興と国内外の防災力強化
8 への貢献、持続可能で循環型の圏域づくり、産学官が連携した先端産業拠点や新たな産業の創出、
9 デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成等の取組を行い、他圏域との連携を図りつつ安全
10 で安心できる創造的な圏土形成に取り組む。

11 さらに、東北圏が魅力ある地域の発展を成し遂げることで東京一極集中の是正に寄与すること
12 も期待される。

13 なお、本計画は、東北圏の経済団体、地方公共団体、国の地方支分部局等の各主体が協働して将
14 来ビジョンづくりに取り組む策定プロセスを通じて、地域戦略を進める上での今後の長期的な方
15 針・目標を各主体が共有し、新たな工夫や連携を促進する意義も有している。

16 17 **第2節 計画の対象区域と計画期間等**

18 **1. 対象区域**

19 本計画の対象区域である「東北圏」とは、国土形成計画法施行令に基づき、青森県、岩手県、宮
20 城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域（以下「圏域」という。）をい
21 う。

22 また、東北圏外の首都圏、北陸圏、北海道等（以下「他圏域等」という。）にわたる主要な施策
23 についても、交流・連携を図る観点から取り込んでいる。

24 **2. 東北圏の位置付け**

25 東北圏は、人口は約1,060万人、圏域内総生産額は約44兆円で、日本全体の約1割の人口・経
26 済規模を有している。

27 東北圏は、豪雪地帯であり、多くの自然、豊穡な大地、水資源に恵まれ、安全な食料等を供給で
28 きる能力を有しているほか、再生可能エネルギーのポテンシャルが高く、美しい森林や海、食文化、
29 産業、特徴的な祭り等の個性的で魅力ある地域資源が豊富に存在している。これらの地域資源を活
30 用することによって、震災からの復興と活力ある東北圏の再生を推進するとともに、国民の新たな
31 価値観やライフスタイルを生み出し、最先端の防災・環境を実現する住みよい圏域づくりを目指
32 す。

33 また、経済のグローバリゼーションが進展する中で、東北圏は日本海と太平洋の双方と直接的に
34 つながり得る特長を有している。東アジア、北米等との交流における地理的特性を活かし、大競争
35 時代の潮流にも負けない経済社会を構築し得る可能性があり、その特性を最大限に引き出すこと
36 によって、国際社会における我が国全体の発展・貢献を先導することができる圏域である。

1 3. 計画期間

2 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、策定から今後概ね10年間とする。

3

1 第2章. 東北圏を取り巻く状況と地域特性

2 第1節 東北圏が歩んできた歴史

3 縄文時代は、落葉広葉樹の森林が広がり、川や海も含めて豊富な動植物に恵まれる中、狩猟・漁
4 労・採集・植物栽培による生活が営まれた。この頃、青森県の三内丸山遺跡や秋田県の大湯環状列
5 石にみられるような縄文文化が圏域の各地で花開いていた。弥生時代の中期には、広い範囲で水田
6 が開かれ、以後、米づくりを基礎とする生活文化が始まり、現在まで引き継がれている。

7 奈良・平安時代には、朝廷の東北経営のため、太平洋側の陸奥国に多賀城、胆沢城等が、日本海
8 側の出羽国には秋田城等が設置された。

9 平安時代末期から中世初期の頃には、奥州藤原氏が、四代約 100 年間にわたり陸奥・出羽地方
10 を治め、周辺地域から産出する豊富な金や、北方地域や中国等との交易による富を背景として、拠
11 点であった平泉において浄土思想を基調とした荘厳な仏教文化都市を形成した。近世以降は、新田
12 の開墾、水利技術の発展が進み、米等の栽培が盛んになるとともに、江戸、大坂へ米や木綿、塩、
13 木材等が運ばれ、交易が拡大した。特に米は、北上川、最上川、阿賀野川、信濃川等の河川舟運、
14 東廻り海運、西廻り海運等の発達と相まって船により積み出され、日本の列島経済を左右する食料
15 供給地域としての性格を強めるとともに、江戸や上方との交易によって特色ある文化や富の蓄積
16 をもたらした。

17 明治以降は安積疎水等の大規模開墾、主要河川の改修等により、農業地帯としての基盤が整って
18 いくようになる。昭和時代に入ると、1933 年の三陸大津波や 1934 年に発生した大凶作をきっかけ
19 として、「東北振興調査会」が設置され、産業振興や交通整備等の検討が行われた。また、1947
20 年のカスリン台風、1948 年のアイオン台風により、立て続けに被害を受け、被害の中心となった
21 北上川においては、「北上特定地域総合開発計画（KVA）」が進められた。1955 年以降は、東北
22 開発促進法、東北開発株式会社法及び北海道東北開発公庫法のいわゆる東北開発三法が制定され、
23 東北圏の産業立地条件を整備するため、東北開発促進計画が策定された。

24 1962 年には、「全国総合開発計画」が策定され、大都市圏との地域格差を解消する開発拠点であ
25 る新産業都市として、八戸地区、仙台湾地区、常磐郡山地区、秋田湾地区、新潟地区が指定、新た
26 な産業の集積と港湾の開発が進んだ。1965 年以降は、マイカー時代が到来し、東北縦貫自動車道
27 や関越自動車道が順次開通した。また、1987 年には東北自動車道が全線開通して本格的な高速道
28 路時代の幕開けとなった。更に、産業集積を促進することを狙いに、むつ小川原地区、秋田湾地区、
29 北上地区、阿武隈地区等の大規模産業基地の建設も進んだ。

30 1982 年には、東北新幹線の大宮～盛岡間及び上越新幹線の大宮～新潟間が開業し、首都圏への
31 速達性が向上することとなり、その後も、山形新幹線、秋田新幹線の開業を経て 2010 年 12 月に
32 は新青森までの東北新幹線全線開業、2015 年 3 月には北陸新幹線の長野～金沢間の開業を迎えた。
33 さらに 2016 年 3 月には、北海道新幹線の新青森～新函館北斗間が開業した。高速道路についても、
34 磐越自動車道、山形自動車道や秋田自動車道等の横断道や北陸自動車道、常磐自動車道の整備が進
35 んだほか、日本海沿岸や秋田・福島・山形の内陸部等で整備が進められている。また、復興道路と
36 して整備を進めてきた三陸沿岸道路が 2021 年 12 月に全線開通した。加えて、国際交流も活発化
37 し、各県の港湾において国際定期コンテナ航路が開設されるとともに、仙台、新潟の各空港から国

1 際線の定期便が就航している。

2 21世紀への移行期に当たる1998年には、多軸型国土構造の形成を目指す全国総合開発計画「21
3 世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定、また翌年の1999年には「東北開発促進計画（第5
4 次）」が東北開発促進法に基づき閣議決定され、2005年に「国土総合開発法」を「国土形成計画法」
5 に改め、2009年8月に「東北圏広域地方計画」が策定されて新しい時代にふさわしい圏土の形成
6 に向けた取組が進められてきた。その後、東日本大震災で顕在化した新たな教訓や課題、巨大災害
7 の切迫や急激な人口減少・少子高齢化等、国土を巡り大きく状況が変化する中で、危機感を共有し
8 つつ、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示す「国土のグランドデザイン2050」が
9 2014年7月に取りまとめられた。

10 東北圏は東日本大震災を始めとし、歴史的に自然災害が多発する地域でもある。869年の貞観地
11 震、1611年の慶長地震、1804年の象潟地震、1896年の明治三陸大津波、1933年の昭和三陸大津
12 波、1960年のチリ地震津波、1964年の新潟地震、1978年の宮城県沖地震、1983年の日本海中部
13 地震、2008年の岩手・宮城内陸地震等、地震による災害は数多く、また、カスリン台風・アイオ
14 ン台風を始め、近年では平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨
15 等、風水害は圏域各地で毎年のように繰り返し発生している。さらに、1888年の磐梯山大爆発等
16 の火山災害も少なくない。このように東北圏は自然災害と常に向き合いながら暮らしてきた。

17 特に近年では、気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化し、地域の暮らしや経済の安
18 全・安心に対する脅威が拡大している。

19 また、2020年初からの新型コロナウイルス感染症の国内における広範かつ長期にわたる拡大に
20 より、東北圏の経済及び産業は大きな打撃を受け、従来の社会経済活動に大きな制約をもたらし
21 た。一方で、コロナ禍を契機としたデジタル化の進展と相まって、テレワークの普及等による暮ら
22 し方・働き方の変化に兆しが見られ、若者世代を中心に地方・田園回帰にもつながりうる人々の価
23 値観や行動様式の変化の兆しが少しずつ見え始めている。

24 25 **第2節 東北圏の特徴と魅力**

26 1. 広大な圏土と豊かな自然環境

27 東北圏は、北緯36度40分～41度30分、東経137度40分～142度の範囲にあり、ローマ、
28 ニューヨーク、ワシントン等世界の大都市とほぼ同緯度に位置している。人口約1,060万人と欧
29 州の中規模諸国（ポルトガル、ベルギー等）と同程度の規模であり、圏域内総生産額約44兆円と
30 日本全体の約1割の人口・経済規模を有している。面積は日本全体の約2割を占める広大な圏土を
31 有しているが、地形は起伏に富み、南北に併走する3列の急峻な山脈・山地によって地域が分断さ
32 れている。東に太平洋、西に日本海を臨み、そして両海をつなぐ津軽海峡があることから、環太平
33 洋と環日本海の2つの交流圏をつなぎ得る特長を有するとともに、太平洋側には三陸海岸に代表
34 される海食崖とリアス海岸、日本海側には秋田平野、庄内平野や越後平野に沿って発達した海岸砂
35 丘等、変化に富む美しい海岸線に囲まれており、水産資源も豊富な地域である。

36 また、面積の約7割が森林であり、日本三大美林に数えられる青森ヒバ、秋田スギを擁するほか、
37 十和田八幡平、磐梯朝日、三陸復興、日光、上信越高原、妙高戸隠連山、尾瀬国立公園等を始めと
38 する良質かつ美しい自然にも恵まれている。特に世界自然遺産として登録された白神山地のほか、

1 ユネスコエコパークの只見、世界ジオパークの糸魚川、ラムサール条約湿地に登録された仏沼、伊
2 豆沼・内沼、志津川湾、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、大山上池・下池、尾瀬、佐潟、瓢湖は、世界
3 的に見ても貴重な自然資源を有する地域である。信濃川や北上川に代表される大河川等、豊富な水
4 資源を有しているほか、温泉地の数も全国の約4分の1を有するなど全国最多である。

5 東北圏は、このように広大な圏土と豊かな自然環境に恵まれており、農地とその周辺の山や川等
6 の自然・地形、森林、集落等が調和した美しい農村風景等も数多く残っている。

7 8 **2. 広範囲に都市が分散する圏土構造**

9 東北圏には、仙台市（110万人）と新潟市（79万人）の2つの政令指定都市と、人口30万人以
10 上の郡山市（33万人）、いわき市（33万人）、秋田市（31万人）を含む人口20万人以上の中核市
11 が8市、そのほか247の市町村が分布している。

12 東北圏の広大な地域は脊梁山脈により分断され、点在する平地、盆地に人口が分布する都市が形
13 成されたため、都市間距離は約28kmと全国平均の約22kmと比較して約1.3倍長い特徴を有し
14 ている。また、東北圏のDID（人口集中地区）人口比率は約48%と全国平均の70%より低密度
15 で、拡散した人口分布が東北圏の都市の特徴となっており、大都市圏のような集積がなく、主要幹
16 線に沿って大小の都市が連坦しつつ、中小規模の都市も広く分布する分散型の地域構造となっ
17 ている。

18 19 **3. 気象、災害等の自然の脅威**

20 東北圏の四季は、春は一斉に咲き誇る花々によって生命の息吹に満ち溢れ、夏は緑豊かな自然
21 につつまれながらも比較的冷涼で過ごしやすく、秋は大自然が織りなす色とりどりの紅葉につ
22 まれ、冬は雪の美しい景観が演出されるなど、四季折々の豊かな変化を楽しむことができる。

23 このように、東北圏は四季を始めとする自然の恵みを享受している一方、過去に例を見ない未
24 曽有の巨大災害となった2011年3月の東日本大震災を始め、幾度となく地震や津波等の脅威にさ
25 らされてきた。また、近年では、平成27年9月関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風による鳴
26 瀬川水系の水害等、激甚化・頻発化する水災害による洪水被害や土砂災害、高潮災害が特に目立っ
27 てきている。さらに、東日本大震災の影響により、太平洋側沿岸部では最大1.2mの地盤沈下が発
28 生しており、こうした地域ではこれまで以上に水害・高潮災害の危険性が増加している。

29 また、東北圏は面積の約85%が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯の指定を受けており、
30 そのうち約44%が特別豪雪地帯になっているなど雪と寒さへの対応も迫られている。冬期に通行
31 不能となる道路、膨大な除雪費用、積雪・凍結による交通事故等、冬期の人々の暮らしや、産業等
32 の面に大きな影響を及ぼしている。

33 さらに、全国の活火山111のうち20火山が東北圏に存在しており、1970年の溶岩をともなう
34 秋田駒ヶ岳の噴火や、1974年、1983年の新潟焼山の噴火、1998年の岩手山の火山性地震、2014
35 年の吾妻山、蔵王山の火山性微動や御釜の白濁、2018年の蔵王山の火山性微動等、火山活動の高
36 まりが確認されている。これら、自然災害に対する脆弱性が改めて浮き彫りとなっており、広大な
37 圏土の災害対策が強く求められている。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

4. 地域資源のポテンシャル

東北圏は、豊かな自然資源や広大な圏土と農用地の広がりを中心に、第1次産業が活発であり、生産額が全国シェアの約36%を誇っている米を始め、農畜産品、林産品や水産品等、高い全国シェアを占めている。食料自給率は東北圏の各県とも全国上位の水準にあり、我が国の安定的食料供給に大きく貢献している。また、豊富な森林資源を有しており、戦後に植林した森林が本格的な利用期となっている。このため、森林の適切な整備及び保全を図りながら、国産材の利活用を積極的に行うことで、圏土の約7割を占める森林を持続的に管理していくことが可能となる。

東日本大震災以前、東北圏に立地する発電所の総出力は、各圏域の中でも大きく、特に、原子力発電の出力は、全国シェアの約42%を占めていた。震災後、東京電力福島第一原子力発電所事故による全国的な原子力利用の停滞と化石燃料の輸入増加等社会への影響は著しく、安定的なエネルギー需給構造の確立が課題となっている。圏域内には、首都圏に電力を供給する発電所が福島県や新潟県に立地しているほか、青森県六ヶ所村には、原子燃料サイクル施設の立地に加え、国際研究拠点の整備が進められているなど、首都圏や日本全体のみならず、世界のエネルギー問題を考える上でも重要な役割を担っている。

また、東北圏の太平洋側沿岸地域では日射量が全国的に見ても比較的多く、沿岸地域や山間部では風況に恵まれている。さらに地熱資源や積雪が多く、森林面積も広いなど、今後積極的な活用が望まれている再生可能エネルギーのポテンシャルが高い圏域である。

近年は、地球温暖化対策の一環として、バイオマス発電や地熱を用いた発電、中小水力発電、風力発電等、自然的・社会的条件を活かした再生可能エネルギー等の利活用への取組も積極的に行われている。また、東北圏の直轄管理ダムの有効貯水容量の合計は、他圏域と比較して最も多く、水力発電への活用ポテンシャルが高いほか、洋上風力発電については、東北における2030年の導入目標が407~533万kWとなっており、東北地方は北海道、九州地方に次ぐ、大きな導入ポテンシャルを秘めた地域とされ、地域への経済波及効果からも導入の期待が高まっている。

5. 先端産業拠点の整備・進展

東北圏では、これまでに医療機器産業、自動車関連産業の集積が進んできたところであるが、さらに近年は、震災後の産業発展や地域経済の再生に向けて、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積を推進してきたところであり、2020年3月には福島ロボットテストフィールドが全面開所し、2023年4月には福島国際研究教育機構（F・REI）が設立されている。また、次世代放射光施設「NanoTerasu（ナノテラス）」の整備・進展や、国際リニアコライダー（ILC）の誘致活動の積極的な展開、水素エネルギー利活用推進などの科学技術プロジェクトが各地で進んでおり、新たな産業基盤づくりへの展開が期待されている。

6. 特徴ある伝統芸能、文化、冬の魅力

東北圏には、青森ねぶた、盛岡さんさ踊り、仙台七夕、秋田竿燈、山形花笠、相馬野馬追、長岡大花火等の夏祭り、男鹿のナマハゲや佐渡おけさ等の民謡、津軽三味線等に代表される伝統芸能や長い歴史と独特の風土に培われた文化等が数多く残っている。

1 また、横手かまくらまつり、十日町雪まつり、上杉雪灯籠まつり等、冬の行事を始め、世界的に
2 も珍しい樹氷や日本を代表するスキー場が多く存在するなど、たくさんの冬の魅力が存在する。

3 さらに、白神山地に続いて、2011年6月に岩手県平泉、2015年7月に明治日本の産業革命遺
4 産として橋野鉄鉱山、2021年7月に北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産に登録されるなど、
5 歴史的な文化遺産も数多く残されている。

6 食では、多くの良質米の産地であり、漬物等の発酵食づくりに適した風土や雑穀等を取り入れ
7 た豊富な食文化も多く受け継がれている。農作物の中には、だだちゃ豆、松館しぼり大根、とう
8 菜、仙台長なす等に代表される在来作物も多い。また、郷土料理の宝庫でもあり、じゃっば汁、せ
9 んべい汁、わんこそば、きりたんぼ鍋、芋煮、のっぺ汁、あんこう鍋等バラエティに富んだ料理が
10 多彩にある。このほか、全国に誇れる地酒も豊富である。

11 東北圏では各地域において、日常会話に多くの方言が残されており、その地域の長い歴史や文
12 化の中で、育み根付いた地域独自の文化でもある。豊かな人と人とのつながりに基づく地域共同
13 体意識が多く残されており、人々の温かいネットワークが暮らしの中に残されていることも、東
14 北圏の大切な特徴であるといえる。

15 16 **第3節 東北圏を取り巻く潮流と課題**

17 **1. 東日本大震災からの復興・再生**

18 2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュー
19 ド9.0の巨大地震となった。宮城県栗原市で最大震度7を観測した強い揺れと太平洋沿岸で発生
20 した巨大な津波、さらにはこれらに伴い引き起こされた地盤沈下や液状化現象、土砂災害や火災
21 等により、被害の範囲が極めて広範囲に及び、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響も重
22 なった未曾有の複合災害となった。

23 東日本大震災から10余年が経過し、目覚ましい復興が進められてきたところであるが、復興の
24 「総仕上げ」の段階にある地震・津波被災地域では、今後も被災者支援等の取組が求められてい
25 る。一方、原子力災害被災地域では、未だ帰還困難区域も残っているため、引き続き国が前面に
26 立って、中長期的に対応することが必要である。

27 震災復興においては、東日本大震災で大きな打撃を受けた東北圏を震災前の状態に回復させる
28 だけでなく、被災経験や教訓の伝承・発信に取り組みながら、今後起こり得る広域災害の備えとし
29 て活かすとともに、圏域の自立的発展を見据えた産業振興が必要である。

30 31 **2. 激甚化・頻発化する自然災害への対策の強化**

32 東北圏では、東日本大震災以降も震度5以上の地震が度々発生しており、岩手山や蔵王山の火
33 山性微動等の火山活動の高まりも確認されている。また、地球温暖化等による地球規模での気候
34 変動に伴い雨の降り方が変化し、洪水や土砂災害、雪害等が多発している。気候変動は今後も水災
35 害の激甚化・頻発化をもたらすとともに、生態系や農林水産業等を含め、社会経済に広く深刻な影
36 響を及ぼすことが予測されており、地域の暮らしや経済の安全・安心に対する脅威が拡大してい
37 る。

38 地球温暖化の進行に伴って、気象災害の強度と頻度が増加することが懸念される中、東北圏に

1 おいても気候変動リスクを踏まえた防災・減災、国土強靱化の取組が必要となっている。災害外力
2 の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、
3 しなやかに対応することが重要である。

4 また、東日本大震災を含む他に類を見ない大規模な被災経験を活かして、先進的な国土強靱化
5 のモデルとして世界に発信できる防災先進圏域を確立することが必要である。

7 3. 深刻な人口減少・少子高齢化に適応する地域の形成

8 全国で未曾有の人口減少・少子高齢化が進行する中、東北圏は全国より速いスピードで人口減
9 少が進み、2030年には1,000万人を下回る見込みとなっている。人口減少が進行する中で、国土
10 における人口分布は、東京一極集中を始めとして地域的に偏在化する傾向にある。その結果、中山
11 間地域を中心に無居住化する地域が拡大している。また、今後は、人口減少の荒波が小規模都市か
12 ら、日常生活において地方の中心的な役割を担う中規模都市（人口5～30万都市）へと拡大する
13 見込みとなっている。

14 東北圏における急激な人口減少により、地域の暮らしを支える公共交通や医療など、中心的な
15 生活サービスの提供機能が低下・喪失するおそれがあるほか、中心市街地の空洞化や中山間・沿岸
16 地域での急激な過疎化の進行、集落の消滅危機等が顕在化してきていることから、市町村を越え
17 た相互の連携・補完等が求められている。

18 また、生産年齢人口が減少する一方で、高齢化の進行も著しく、総人口に対する65歳以上の高
19 齢者人口の割合をみると、2020年は全国の約29%に対し、東北圏では約33%と上回っており、
20 将来予測によれば、2045年には約43%になると見込まれている。

21 人口減少・少子高齢化の進行は、労働力不足による地域産業の低迷、地域社会の活力低下、社会
22 保障費の負担の増大だけでなく、財政悪化による行政サービスの縮小や地域コミュニティの衰退、
23 地域における生活や産業、被災地の復興等、あらゆる面で影響を与えるものであり、大きな問題と
24 なっている。

25 一方で、かねてからの生活における価値観の多様化に加えて、コロナ禍を経験してテレワーク
26 などのデジタル技術を活用した新しい働き方が急速に浸透したことにより、東京一極集中だけ
27 はなく、新たな地方・田園回帰の動きが見られることから、これまでと異なる視点から積極的に二
28 地域居住や地方移住を推進することが求められる。

30 4. 若年層・女性の転出を抑える誰もが活躍できる地域づくり

31 若年層・女性が進学や就職を契機として首都圏等へ流出するなど、東北圏ではほとんどの県で
32 転出超過している。特に全国から首都圏への20代女性転出者のうち、東北圏からの転出者は、全
33 体の2割弱を占め、賑わいの喪失や地域コミュニティの弱体化、更なる活力低下を招くことが懸
34 念される。また、東北圏では、高等学校卒業者の自地域内就職率が約79%と全国平均の約83%に
35 対して低調に推移している。

36 このため、次代を担う若年層が魅力を感じることが出来る圏域づくりを行いつつ、東北圏の未
37 来を担い得る人材の育成と活用を進めるとともに、圏域内の雇用の場の一層の創出等が必要であ
38 る。また、東北圏では女性の就業率、出生率が全国水準に満たない地域もあることから、女性の能

力を発揮できる環境を整備するとともに、安心して子どもを産み育てやすい社会を実現し、多様な働き方や新しい生活スタイルへの対応により、女性を含む誰もが活躍できる地域を創る必要がある。さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる社会環境を整備することが必要である。

加えて、地域の認識・新たな発想や人材育成の面からも、他圏域等の人材との交流やその活用による地域づくりの取組が必要である。

5. 豪雪地帯における克雪・利雪・親雪

東北圏は、圏土の約85%が豪雪地帯であり、山間部では、豪雪や雪崩によって、人命や家屋に甚大な被害が発生するだけでなく、経済活動においても流通への支障が生じるなど、豪雪地帯で生活する住民に大きな障害となっている。

また、冬期における交通事故も多く、降雪時のスリップ事故や走行不能車両の発生による大規模かつ長時間におよぶ通行障害が度々発生している。さらに、人口減少・少子高齢化に伴い、除排雪の担い手が著しく不足するとともに、除雪作業中の死亡事故が高齢者を中心に多く発生している。加えて、積雪に伴う空き家の倒壊や落雪も大きな問題となっている。

冬期に安全で快適に生活するためには、集落を保全する雪崩対策を始め、降雪時の迅速な除雪作業の実施、除排雪体制の確保、地域間交流や通勤通学等の支障となる道路の通行止めや交通規制の解消のための雪害対策の推進とともに、雪による労働の負担軽減等が必要である。

一方、雪冷熱をエネルギーとして利用する取組を継続的に行うとともに、雪の魅力を活かした情報発信、観光資源としての活用等、雪を貴重な地域資源ととらえ、雪と共存・活用する取組を積極的に推進することが必要である。

6. 地域産業の衰退からの脱却、国際競争力のある産業の振興

我が国の国際競争力は、一人当たり名目GDP（2021年）でOECD38カ国中20位と低水準にあり、世界の都市間競争が激化する中で厳しい状況に置かれている。国際競争が激化する中、東北圏では、人口減少・少子高齢化による影響が深刻化することに加え、産業のグローバル化が進行し、地域産業の衰退が懸念されている。地域産業の衰退からの脱却に向けて「稼ぐ力」を高めるため、産業の集積と高度化、高付加価値化が求められる。また、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）やグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）、経済安全保障等の国際的な潮流を踏まえつつ、成長産業への構造転換や投資の促進、科学技術を中心としたイノベーションの創出、働きがいのある雇用の確保が必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略などの世界情勢の緊迫化により、エネルギー・食料需給を巡るリスクが顕在化しており、エネルギー・食料の安定供給の確保が重要となっている。

東北圏の産業や経済を発展させていくためには、国内外とつながる物流の円滑化や安定かつ安価な資源の調達に向けた対応等が必要である。特に東北圏は、日本海と太平洋の双方に面していることから、日本海・太平洋の2面を活用できる。また両海をつなぐ津軽海峡も有しているほか、北海道とも比較的近い位置にある。これらの地理的特性を活かし、東アジアと世界を結ぶ国際ゲー

1 トウェイ機能の強化と日本海・太平洋2面活用型国土の形成によるグローバル化を推進すること
2 により、産業や経済の発展を目指すことが必要である。

3 4 **7. コロナ禍で落ち込んだ交流人口の回復**

5 東北圏の訪日外国人の観光入込客数は、東日本大震災により大きく落ち込んだものの、近年は
6 増加傾向にあったが、コロナ禍の影響により、コロナ禍以前の10%程度まで落ち込み、東北圏の
7 観光産業に大きな打撃を与えた。

8 国内外をターゲットとして、ポストコロナの交流人口の回復・拡大・深化が喫緊の課題となっ
9 ている中、観光の復活に向けては、コロナ禍による変化やコロナ禍前からの課題を踏まえ、これまで
10 以上に質の向上を重視した観光へと転換していくことが求められる。

11 また、東北圏の国際交流の活発化に資する交流人口の拡大のために、国際航空路線やクルーズ
12 船の誘致に対する積極的な対応が必要である。

13 さらに、国内旅行需要の喚起を行うとともに、近年の働き方や住まい方のニーズの多様化等も
14 踏まえ、テレワークを活用したワーケーションや新たな交流市場の開拓の推進が必要である。

15 16 **8. デジタルトランスフォーメーション（DX）の遅れと成長の停滞からの脱却**

17 人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった問題に直面し
18 ている中、地方行政や地域産業及び地域経済を維持していくためには、DXによる生産性の向上が
19 重要であるが、東北圏の地方公共団体や企業のデジタル技術の活用は遅れている状況である。

20 「デジタル田園都市国家構想」は、「新しい資本主義」の重要な柱の一つとして、デジタル技術
21 の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを
22 実現し、地方活性化を加速するものであり、東北圏においてもデジタルの徹底活用によるリアル
23 の地域空間の質的向上が求められる。

24 25 **9. 地球規模の環境問題への対応**

26 地球温暖化の進行は、地球レベルでの気温・海水面の上昇や異常気象をもたらすとともに、各地
27 域の気候、地形、社会条件等によってその内容や程度が異なることから、地域レベルで適応に取り
28 組むことが重要である。地球温暖化は、作物の品質低下や栽培適地の移動等の農林水産業への影
29 響、高潮や台風、洪水、突風、土砂災害等の自然災害の激甚化・頻発化、熱中症や感染症等の健康
30 被害等、社会に広範な影響を及ぼすと予想されていることから、温暖化の進行を食い止めるため
31 の取組を着実に進めるとともに、既に現れている影響や、今後中長期的に避けることのできない
32 影響への適応を計画的に進めることが必要となっている。また、気候変動の影響のみならず、生態
33 系の保全が考慮されない社会経済活動の拡大に伴い、生物種の絶滅リスクが増大するとともに、
34 生物多様性の損失傾向が続いている。

35 気候変動対策と生物多様性の保全は、いわば車の両輪として、一体的に取り組む必要性が国際
36 社会において広く認識されるところとなっており、2050年カーボンニュートラルや、ネイチャー
37 ポジティブの考え方に基づき、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に
38 保全する30by30目標といった国際公約の実現は不可避の課題である。

1 東北圏は、再生可能エネルギーの導入等環境に配慮した取組を積極的に行っている。東北圏の
2 豊かな自然環境は、多様な動植物を育む生態系の宝庫であり、地球温暖化防止の観点からのCO
3 2（二酸化炭素）の吸収源、生物多様性保全等地球レベルの環境問題への対応という観点からも重
4 要な資源であり、これからの東北圏においては、環境問題や資源問題に貢献する先進圏域として
5 の積極的な対応が求められる。

6 パリ協定やSDGsの採択等の国際社会の動向を受け、持続可能な東北圏を形成するためには、
7 豊富な自然と共生し、脱炭素社会、循環型社会を構築することが必要である。

9 10. 美しい圏土や歴史文化の保全と活用

10 東北圏には、豊かな自然環境に支えられた美しい農山漁村の風景や、悠久の歴史に支えられる
11 伝統や文化等、美しく豊かな資源が存在する。世界自然遺産の白神山地を始めとする豊かな自然
12 があり、8箇所の国立公園、9箇所の国定公園を擁し、糸魚川、下北や栗駒山麓等の11箇所のジ
13 オパークが認定されるなど、地域の自然と人の暮らしの関わりを学ぶ地域づくりが進められてい
14 る。また、2021年には北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録されたほか、さらに佐
15 渡島の金山が登録に向け推薦された。今後は、この美しい圏土を適切に保全、活用し、後世に継承
16 することが必要である。

17 一方で、市街地の郊外化や急激な人口減少・少子高齢化により、荒廃農地の増大、地域住民の営
18 みの中で、維持、管理されてきた里地里山の荒廃等が問題となっている。一旦荒廃した農地や森林
19 を利用可能な状態に戻すには長い時間と費用と労力が必要とされる。

20 このため、豊かで美しい圏土を維持する観点から、こうした自然資源の保全を図るとともに、荒
21 廃農地等の再生に向けた取組や人口減少社会における国土管理の仕組みづくりが必要である。

22 また、東北圏には、生活に密着した文化や工芸、長い歴史の中で培われてきた伝統や、特徴ある
23 祭り等が受け継がれているが、これらは一部を除き国内外にあまり知られていない。特に海外に
24 関しては、訪日外国人の東北圏訪問率が低水準であることから、外国人の東北圏に対する認知
25 度は低いと言わざるを得ない。

26 今後は、東北圏が大切に守り続けている伝統的で特徴的な祭りや食文化、雪文化、伝統工芸と
27 いった日本を代表する様々な資源を活用しつつ地域的活動とともに着実に後世へ継承するととも
28 に、観光資源としての利活用や国内外への情報発信等を強化し、地域活性化への取組等を進めて
29 いく必要がある。

31 11. 公共投資の重点化と効率化、民間活力の導入

32 今後、少子・高齢化の進行により、医療・福祉等の社会保障費の増大が予想されることから、健
33 全な経済社会基盤の確立と、そのために不可欠な社会資本整備にこれまで以上の公共投資の重点
34 化・効率化を図る必要がある。

35 人口の著しい減少や過疎化の進行は、行政サービスの効率性と水準の低下を招くおそれがある。
36 全国より速いスピードで人口減少が進行する東北圏にあっては、厳しい財政制約の下においても、
37 住民が安心して生活できる望ましい行政サービスのあり方について検討する必要がある。

38 また、高度経済成長期以降に集中整備されたインフラの老朽化が深刻な問題となっている。建

1 設後 50 年を経過する施設の割合が今後加速度的に高くなり、老朽化が急速に進むと見込まれる。
2 維持管理に係る制度や体制についても十分とは言えない状況であり、さらには今後、大規模な補
3 修や更新が一時期に集中することが懸念される。一方、今後の人口減少社会において、災害時の復
4 旧作業や、平常時における社会インフラの適正管理を担う人材の不足が懸念されることから、地
5 方公共団体中心の取組には限界がある。国と地方の適正な連携・補完関係を強化するとともに、民
6 の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に当たる必要がある。
7 また、新技術の活用や官民連携手法の導入促進により、メンテナンスの高度化・効率化を図る必
8 要がある。

9

1 第3章. これから 10 年で東北圏が目指す姿

2 第1節 東北圏の将来像

3 第2章の東北圏を取り巻く状況と地域特性を踏まえ、直面する課題やリスク等に背を向けること
4 となく、東北圏が有する美しい風景・自然、多彩な伝統芸能・文化を基本となる資産・資本と捉え、
5 次の4つの「目指すべき地域づくりの方向性」を見据え、守り・伝え・活かし・交流し・発展する
6 という回転軸のもと、未来に希望の持てる豊かな『東北圏の将来像』を示すものとする。

7 また、将来像の実現にあたっては、次期全国計画において示されている国土づくりの戦略的視
8 点である、「民の力を最大限発揮する官民連携」「デジタルの徹底活用」「生活者・利用者の利便の
9 最適化」「縦割りの打破（分野の垣根を越える横串の発想）」を取り入れ、取り組んでいく必要があ
10 る。

11 特に、人口減少・高齢化が深刻化している東北圏においては、東北版となる「デジタルとリアル
12 の融合した地域生活圏の形成」などの取組を進めることが重要である。

- 13 ・東日本大震災の経験や教訓を活かすまちづくり、人づくりを継続していくとともに、新たな技
14 術を活用したクリエイティブな圏域を目指す。
- 15 ・原子力災害を経験した東北圏だからこそ、様々な分野の新しい技術を活用したカーボンニュー
16 トラルやGX（グリーントランスフォーメーション）を先導する圏域を目指す。
- 17 ・日本有数のエネルギーポテンシャルエリアである特性を活かした新たなエネルギー産出と循環
18 により日本全体を牽引するとともに、エネルギー・食料の地産地消による自立した豊かな圏域
19 を目指す。
- 20 ・デジタルの活用やチャレンジを受け入れる寛容さなどにより多様な暮らし方を可能にし、若者
21 や女性を含む誰もが自分らしく活躍できる魅力的な圏域を目指す。

23 第2節 将来像実現のための基本方針及び戦略的目標

24 第1節の東北圏の将来像を実現するため、次の4つの基本方針と戦略的目標について、重点的
25 に取り組むこととする。

26 基本方針1. 震災の経験を活かし、レジリエンス（強さとしなやかさ）を世界に発信する防災先進 27 圏域の形成

28 東日本大震災の発災以降、復興期間 10 年間に於いて、東北圏では様々な施策が講じられ、復
29 興は大きく前進した。一方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題
30 も明らかとなっていることから、復興庁では 2021 年度から 2025 年度までの第2期復興・創生期
31 間5年間に於いて、引き続き心の復興やコミュニティ形成等の被災者の支援を継続していくこと
32 としている。また、住まいとまちの復興や被災地の中核産業である水産業の支援をはじめとした
33 産業・生業の再生、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化等に取り組むことでコミュニ
34 ティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

35 加えて、原子力災害被災地域では産業発展や地域経済の再生に向けて、福島イノベーション・
36 コースト構想を軸とした産業集積を推進するとともに、福島をはじめ東北の復興を実現するた
37 めの夢や希望となるものとし、我が国の科学技術力の強化を牽引する「創造的復興の中核拠点」を

1 目指す福島国際研究教育機構（F-REI）の取組を推進する。

2 また、太平洋沿岸における各地域間の連絡性を高める復興道路・復興支援道路が全線開通した
3 ため、今後は太平洋側と日本海側をつなぐネットワークを強化し、交通ネットワークの代替性・
4 多重性を備えた国土の構築による日本海・太平洋の両面及び津軽海峡の利点・特性をフル活用す
5 るとともに、サービスレベル達成型を目指し、シームレスなサービスが確保された高規格道路
6 ネットワークを構築する。

7 さらに、東北圏としては、引き続き、今後発生が予想される首都直下型地震等の大規模災害に
8 備えたバックアップとしての役割を果たす。

9 未曾有の大災害を経験した圏域として、震災から得られた教訓を活かしつつ、震災を契機に生
10 まれた、多様な主体間の新たなつながりを活かし、産学官が連携した災害記録の蓄積・伝承、防
11 災技術の研究・開発・普及等、ハード・ソフトの両面から総合的に取り組み、レジリエンス（強
12 さとしなやかさ）を世界に発信する防災先進圏域の形成を目指し、グローバルな防災力強化に貢
13 献するために世界をリードする。

14 15 **基本方針 2. グリーンな国土づくりに挑戦する東北圏の形成**

16 東北圏は、広大な圏土の約 7 割が森林であり、白神山地や尾瀬等、世界遺産やラムサール条約
17 に登録された貴重な自然資源を有している。しかし、人為的な活動に起因した気候変動の影響の
18 深刻化や生物多様性の損失危機の深刻化から、これらの貴重な自然資源を引き継ぐことが急務と
19 なっている。そのため、この豊かな自然環境を保全するとともに、有機資源の持続的な活用を可
20 能にする循環型社会の構築を促進し、それぞれの地域が主体的に地域の課題を解決し続け、地域
21 間で支え合う自立・分散型社会の構築を目指す。さらに、カーボンニュートラルの実現に向けて
22 積極的に取り組むなど人と自然が共生し、地球に優しく生命力あふれるグリーンな国土づくりを
23 リードする東北圏を創り上げる。

24 また、東北圏は、約 8 割が豪雪地帯という厳しい条件下に多くの都市と農山漁村が形成されて
25 おり、農山漁村の維持は、圏土の形成の上で重要な視点である。特に東北圏では、人口減少・少
26 子高齢化が急速に進行し、全市町村における過疎市町村数の割合も高く、今後これらの中小都市
27 と農山漁村で安心して暮らせる環境を維持していくことが課題となっている。そのため、広域的
28 な視点から生活利便性の核となる中枢都市を形成すべく「都市機能のコンパクト化」を進めると
29 ともに、これらの中枢都市と農山漁村を結ぶネットワークの整備を進める。併せて農山漁村では、
30 一定のサービス機能を集約した「小さな拠点」を形成することにより生活の利便性と良好な定住
31 環境を確保し、都市と農山漁村が共生する生活圏を形成する。

32 また、コロナ禍を経て拡大した「田園回帰」の傾向を活かして交流人口の拡大と定住の促進を
33 図り、新しい働き方や暮らし方を東北圏から全国へ発信する。

34 さらに、新たな技術の展開による医療・介護・福祉サービス、教育等の充実を図ることにより、
35 子どもから高齢者まで、多世代が豊かで安心していきいきとした暮らしができる圏域を創り上げ
36 る。

37 38 **基本方針 3. エネルギー・食料の自給力と産業の競争力を通した日本全体を牽引する東北圏の形成**

1 ロシアによるウクライナ侵略等を背景として、エネルギー・食料の海外依存リスクが高まって
2 いる。国際エネルギー市場における化石燃料価格の高騰を受け、エネルギーコストが上昇してお
3 り、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている。このような中、東北圏では、エネルギー・
4 食料供給のポテンシャルを最大限活用し、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却やカーボン
5 ニュートラル実現をめざすと共に地域全体の活性化につなげる。

6 また、東北圏では、医療機器・自動車関連産業に加え、水素やロボット関連産業集積が加速し
7 ているほか、次世代放射光施設「NanoTerasu（ナノテラス）」の整備・進展や福島国際研究教育
8 機構（F-REI）の設立、国際リニアコライダー（ILC）の誘致活動が積極的に展開されている。加
9 えて、宮城県大衡村へ半導体工場の建設が発表されるなど、日本のものづくりや半導体サプライ
10 チェーンの強靱化に貢献することが期待される。このように各地に先端産業拠点を形成すること
11 により、東北圏の優れた人材やものづくり、地域づくりを進める。さらに、日本海と太平洋の二
12 面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成に向
13 け、格子状骨格道路ネットワークをはじめとする道路ネットワークをフル活用し、技術創造によ
14 る多機能空間への進化を図り、ヒト・モノの流動とともにイノベーションを促進する。これらに
15 より、産業分野の裾野を拡大し、雇用環境の充実を目指すとともに、国際競争力のある東北圏を
16 実現し日本をリードする。

17 また、全線開通した復興道路や復興支援道路などの道路ネットワークを利用した、3.11 伝承
18 ロード等、新たに整備された観光資源や東北圏が有する食、文化、産業等の地域資源を有機的に
19 結びつけ、国内外から、ヒト、モノ、カネ、情報等と呼び込み圏域外との対流を促進させる。

21 **基本方針 4. 誰もが自己実現でき地方の先導モデルとなるデジタルとリアルが融合した地域生活圏** 22 **の形成**

23 東北圏の発展の原動力は圏域にかかわるすべての人の地域への自信と誇り、愛着であることを
24 強く認識し、一人ひとりが地域の課題や発展のポテンシャルを学び、再認識し、地域の将来の担い
25 手としての気概を持ち、圏域意識を高めていく。また、多様化・複雑化する地域課題に対応するた
26 めには、従来の縦割りの分野ごとの地方公共団体での対応だけでは限界がある。地域のボトムアッ
27 プから新時代を切り開くため、「共」の視点から、主体・事業・地域間の連携により、デジタル活
28 用を含め、自立的な地域運営を実現する必要がある。さらに、圏民すべての多様な生き方とチャレ
29 ンジを許容するよう、暮らし方・働き方の選択肢を広げ、誰もが自己実現できるような地域づくり
30 が求められる。こうした観点から、地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態
31 に即し、縦割りを打破し、市町村界にとらわれず、デジタルを徹底活用しながら暮らしに必要な
32 サービスが持続的に提供される地域生活圏を形成することを目指す。

第4章 戦略的目標と実現のための主要な施策

第1節 復興・再生の強い力を未来につなげる社会の実現

東日本大震災で得られた教訓や課題を踏まえ、東北圏の復旧・復興を進め、来るべき自然災害へ備えるため、この10年間、多くの施策が講じられてきた。同時に、災害リスクを抱える他圏域が今後防災に関する取組を進めるに当たってのモデルとなるべく、様々な取組を行ってきた。

地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりや交通・物流網のインフラ整備は概ね完了し、復興の「総仕上げ」の段階を迎えた。一方で、原子力災害被災地域においては、帰還困難区域のうち全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されるなど、復興・再生の歩みは着実に前進しているものの、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面している。

福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、これまでの取組はもとより、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応するなど、引き続き国が前面に立って取り組む。

政府は、2020年7月に「令和3年度以降の復興の取組について」を決定し、復興期間の10年を経た2021年度から2025年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付けるとともに、2021年3月に決定した『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、当該期間以降における復興の考え方を示している。

「第2期復興・創生期間」以降においても、復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応し、引き続き現場主義を徹底する。被災者に寄り添いながら、第1期復興・創生期間（2016年度から2020年度まで）の理念を継承し、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指す。

復興・再生にあたっては、単に被災地を復旧するだけでなく、これまでの復興の取組で培われた経験や地域が保有する多様な資源を活かし、新たな産業の創出や安心した暮らし、働き続けられる生活環境づくりを進める。

一方では、巨大災害への備えと首都直下型地震等の大規模災害時のバックアップ機能の強化のため、災害時のリダンダンシー（代替性）の確保に向け、日本海・太平洋の両面及び津軽海峡の利点・特性を活かし、広域交通ネットワークや交通結節点の機能強化や津波防御施設の整備といったハード整備のみならず、災害時の広域連携、支援体制の構築及び事前防災行動計画（マイタイムライン）の普及啓発などを通じたソフト面からの取組も併せて実施する。

また、復興祈念公園、3.11 伝承ロードなどの震災遺構をはじめとした震災伝承施設等を活用して次世代に災害を語り継ぐ教訓の伝承と情報発信に加え、積極的に国内外から人を呼び込み、被災からの復興の軌跡や技術力を伝える取組などを推進する。

さらに、国土の強靱化対策や「流域治水」の推進、インフラ老朽化対策として、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた予防保全等を進めていく。

これらの取組により国内外に誇れる防災先進圏域の実現を目指し、被災地の復興・再生に留まらず、その力を産業振興や地方創生に活かし、「新しい東北圏の未来」につなげる。

1. 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

東日本大震災の被災地では、住民の生活の基盤である住宅や生活を支える雇用の場が大きく打撃を受け、地域の経済活動を支える道路や鉄道等の交通基盤も損壊するなど、地域の暮らしと生業の基盤が多く地域で失われた。その後、復興期間 10 年間に於いて、東北圏では様々な施策が講じられ、復興の「総仕上げ」の段階を迎えた。一方で、福島復興はまだまだ途上にあり、避難指示解除等に伴う拠点へのアクセス向上等の新たな課題に対応するためのインフラ整備が必要である。

引き続き、地域特性に応じた安心して暮らしやすいまちづくりなどの残された課題に取り組みつつ、農林水産業や被災地における創造的な産業を振興し、地方創生につなげるための取組を進める。

原子力災害被災地域においては、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、2022 年 6 月から 2023 年 11 月にかけて特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、初めて住民の帰還が可能となった。また、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域において、2023 年 6 月に福島復興再生特別措置法の改正により、特定帰還居住区域が創設され、避難指示の解除に向けた取組が進められている。引き続き、福島県や地元自治体等と緊密に連携しながら、除染はもとよりインフラや生活環境等の整備に取り組みむとともに、帰還困難区域全ての避難指示解除と、その復興・再生に最後まで責任をもって取り組む。

(1) 地域特性に応じた安心して暮らしやすいまちづくり

被災地では、残る基幹インフラ事業の早期完了を目指すと共に、造成宅地・移転元地等の活用や今後も高齢者等の見守りや心身のケア、コミュニティ形成の支援など復興のステージに応じた切れ目のない支援を継続し、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援することで、安心して暮らしやすいまちづくりに取り組んでいく。

また、安心して暮らしやすいまちづくりに向けて、人口減少・高齢化が更に進行すること等の社会構造の変化を踏まえ、病院、学校、商店、住宅等を循環する地域公共交通の再構築により、被災地でも高齢者や子ども、女性、障害者等に配慮した利便性の高いまちづくり、全ての人々が安心して快適に生活できるユニバーサルデザインを取り込んだまちづくり、東北圏の持つ豊かな自然環境や景観、風景に配慮した美しいまちづくり等、地域特性に応じた安心して暮らしやすいまちづくりを進める。加えて、多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成、三世帯同居・近居等を促進するなど、多世代が交流するまちづくりを推進する。

(2) 「地域コミュニティ」の防災力を向上する地域づくり

地域コミュニティ機能は、災害時の住民同士の助け合いと連携による災害対応力の向上や、被災者の心のケアに重要な役割を果たす。復興期間を通じて培ってきた NPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などの多様な視点を最大限活かしつつ、国内外に誇れる防災先進圏域としての地域コミュニティを目指す。また、防災 DX を推進し、デジタル技術を活用した地域防災力の向上を図る。

地域人口の急減に直面している地域においては、地域おこし協力隊制度の更なる推進を図るな

1 ど、地域防災の担い手として地域外から新たに地域づくりに参加する人材の拡大を図る。

3 (3) 自然環境を活かした被災地の再生

4 被災した沿岸地域の再生に当たっては、津波からの緩衝地域を適切に配置し、多様な機能を有
5 するグリーンインフラや ECO-DRR として緑地等、自然環境の保全、復元そして創出に配慮すると
6 ともに、必要な施設整備と合わせてエコツーリズムや環境教育等の取組を実施し、グリーン国土
7 の実現と並んで、地域活性化にもつながる再生を目指す。

8 また、津波からのバッファゾーンとなる盛土による緑地帯の形成を推進する。

10 (4) 被災地における創造的な産業復興の推進

11 東日本大震災及び原子力災害によって大きな影響を受けた産業の復興や再生を促進するととも
12 に、新たな産業の誘致や創出を図ること、未だ根強く残る風評被害への対応が地域経済の再生に
13 は不可欠である。引き続き、農林水産業、中小企業等の生産基盤施設の復旧支援を進め、産業全体
14 の再生、復興を図るとともに、職業指導を通じた雇用の確保、ニューツーリズムや復興ツーリズム
15 を推進し観光産業の振興を図る。

16 また、被災した企業の再生に向け、資金面の支援のみならず、経営ノウハウ等、企業の経営能力
17 向上に向けて、ものづくりを支える産業人材や伝統的産業における後継者の育成、起業家の育成
18 等の取組を進めるとともに、国内外における展示商談会の開催、マッチングの創出を行い、被災企
19 業の販路拡大を促進する。

20 また、原子力災害被災地域における福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積に
21 向けた取組や、福島国際研究教育機構(F-REI)の取組を推進し、福島の創造的復興に不可欠な研究
22 開発及び人材育成を行うほか、次世代放射光施設(ナノテラス)の整備・進展や国際リニアコライ
23 ダー(ILC)の誘致活動の積極的展開など、先端産業拠点の整備を進め、発災国の国際的な責務と
24 してその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、日本の産業競争力の強化に取り組む。

25 さらに、引き続き、風評被害の払拭に向け、放射線の正確な情報発信、地場産品の商談会の開催
26 による販売拡大やPRを実施する。

28 (5) 被災地の農林業復興の推進

29 農業分野では、農地・農業用施設等の整備、農業用機械の導入、鳥獣被害対策などこれまで行っ
30 てきた被災農業者への支援を引き続き継続するとともに、放射性物質の分布・蓄積状況や影響を
31 踏まえ、被災12市町村における営農再開を目指す。また、営農再開に当たっての新たな担い手の
32 確保や原子力災害被災地域においては被災地産品への風評被害の払拭などにも引き続き取り組み、
33 併せて、ICT等の先端技術を活用したスマート農業や「デジ活」中山間地域の取組を推進する。

34 また、被災地での農業経営の多角化、農産物の高付加価値化を通じた農業の成長産業化を図る
35 ための農商工連携や6次産業化の取組、環境保全型農業の取組の一層の高度化・拡大、植物工場等
36 の施設園芸の導入を推進する。さらに、HACCP(工程管理システム)等、食品・農産物の品質
37 等を的確に管理する取組を実施し、安全・安心な食品・農産物の生産拠点の構築を進める。

38 あわせて、被災地におけるバイオマス、中小水力等の再生可能エネルギーを活用した自立分散

1 型エネルギーシステム（スマートビレッジ）の構築、省エネルギー型農業の積極的な推進及び震災
2 に強い農業インフラの構築のための農業水利施設等の保安全管理、整備を推進する。

3 さらに地域材を活用した木造復興住宅の建築を積極的に推進するほか、木質バイオマス資源の
4 利活用を進める。

5 6 **（６）被災地の水産業復興の推進**

7 地震・津波被災地域では、漁港施設、水産加工施設等の水産関係のインフラの復旧は概ね完了し
8 ているが、被災地の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上の回復が引き続き課
9 題となっている。また、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については、2021年4月から本
10 格操業へ移行したが、2023年8月からの福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に伴
11 う風評被害など喫緊の課題もある。漁港と水産加工業の一体的な復興及び風評被害の払拭に取り
12 組み、被災地における操業拡大を推進する。また、冷凍技術の開発による市場や加工施設等の品質
13 及び衛生管理体制の向上に取り組み、海外への販路拡大、被災地での雇用創出等につなげる。

14 沿岸漁業については、小規模漁業者が多く、個別経営としての復興には課題もあることから、漁
15 業者等の意見を十分に踏まえ、漁業者による共同事業化や漁船や漁具等生産基盤の共同購入、共
16 同利用や集約化を図るとともに、漁港の機能の集約や役割分担を踏まえた漁港の整備を推進する。

17 沖合・遠洋漁業については、水揚げ量や市場の取扱量が多く、関連産業の裾野も広いことから、
18 漁船、船団の近代化や合理化による漁業の構造改革に加え、漁業生産と一体的な水産流通業、水産
19 加工業の効率化や高度化を推進する。また、拠点漁港については、流通、加工機能や防災機能の高
20 度化を推進する。

21 このほか、被災地域の特性を活かした復興を図るため、風景、食そして文化等の地域資源の再発
22 掘や観光等、ほかの産業との連携を通じた地域ビジネスの展開を図る取組を推進する。

23 漁船や施設の共同購入、共同利用システムの活用や協業体の育成等を通じ、水産業の担い手の
24 確保や育成等を推進する。

25 26 **（７）観光産業復興の推進**

27 福島県・宮城県・岩手県の復興祈念公園、震災遺構を始めとした震災伝承施設や三陸復興国立公
28 園を教育旅行へ活用し、次世代に災害を語り継ぐ教訓の伝承として、積極的に国内外からの誘致
29 活動を行う。また、被災地からの情報発信を兼ねた国内外のコンベンションの誘致、災害ボラン
30 ティア体験や被災の体験を学ぶ教育旅行の誘致に向けた取組の推進を図る。更に、現在建設中の
31 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開通を契機として、国内外から観光客を被災地へ誘致する
32 などの取組を推進する。

33 福島県では、根強く残る観光業等における風評を払拭し、観光振興を最大限に促進するため、滞
34 在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外から福島
35 県の誘客に取り組む。

36 旅行業では、ワーケーションや復興ツーリズム、ホープツーリズム、ブルーツーリズムなど、多
37 様な旅行ニーズに対応し、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた外国人観光客の誘致、インバ
38 ウンド回復に向けた官民連携の取組を推進する。

1 また、旅行会社と連携し、首都圏等での誘客キャラバンの実施、海外での観光プロモーション、
2 メディア・エージェントの招請等に取り組む。

4 (8) 原子力災害被災地域における安全・安心な生活環境の実現

5 (住民の帰還意向を踏まえた除染、除染廃棄物の処理と適切な管理)

6 2018年3月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染対処特別措置法及び同法
7 に基づく基本方針等に基づき面的除染は完了した。

8 また、帰還困難区域では、2017年5月の福島復興再生特別措置法の改正により、区域内に定め
9 られた特定復興再生拠点区域について、除染や家屋解体などの環境再生事業をインフラ整備と一
10 体的に進め2023年11月末までに避難指示の解除が行われた。

11 2023年5月の福島復興再生特別措置法のあらたな改正により、今後は、住民の帰還意向を踏ま
12 え、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除を目指し設けられる特定帰還居住区域での除染に取
13 り組む。

14 既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入は計画通り完了した。引続き地元の更な
15 る信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に万全を期し、福島県内の特定廃棄物等の処理を進め
16 る。また、福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元
17 の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応
18 じた取組を進める。

19 (地域住民の健康管理の継続)

20 福島県の被災者の適切な健康管理及び健康不安の解消のために、福島県「県民健康調査」の円滑
21 な実施に向けた財政的・技術的な支援を継続する。また、相談員支援センターを中心とした放射線
22 不安へのきめ細かい対応を行う。

23 (医療・福祉サービス確保のための施策)

24 帰還・移住等の促進・生活再建に向けて、医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、地域医療体
25 制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、
26 医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行
27 う。

28 (食品等に関する規制の検証と情報の提供)

29 発災から10年以上が経過し、様々な知見やデータが蓄積されたことを踏まえ、食品等に関する
30 規制等について、科学的・合理的な見地から検証する。併せて、その検証結果等について、消費者
31 の理解を深めるため、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケーションを進める。

32 インターネット等の様々な媒体を活用した情報発信や、放射線副読本の更なる活用を図った教
33 育の充実により、放射線に関する科学的な知識や復興が進展している被災地の姿について理解を
34 促進するよう効果的な取組や必要な支援を引き続き行う。

1 広域連携 PJ1. 新しい東北圏を創造する東日本大震災からの復興プロジェクト

2 (1) 目的

3 被災地の地域経済の再生と再建から、地方創生のモデルとなるような復興を実現していくため、
4 復興を支える公共施設等の整備、産業創造に向けた拠点形成や原子力災害の克服に向けた取組の
5 継続といった、活力ある地域構造の構築に向けた復興を進める。また、東日本大震災の被災地にお
6 ける展示施設や震災遺構等の震災伝承施設をネットワーク化し、防災に関する「学び」や「備え」
7 を国内外に発信し、震災の風化防止・伝承等に向けた取組を行う「3.11 伝承ロード」の活動を継
8 続・推進する。

9 (2) 具体的取組

- 10 ・復興を支える公共施設等の整備
- 11 ・研究開発の推進等による産業の創造と拠点形成
- 12 ・3.11 伝承ロード等の発信と活用
- 13 ・原子力災害の克服に向けた取組の継続
- 14 ・コミュニティ機能強化に向けた取組の促進
- 15 ・産業・生業の再生に向けた取組の促進

16 2. 圏域全体の防災・減災、強靱化の推進と震災経験の伝承

17 東日本大震災や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、切迫する巨大地震・津波によって、東
18 北圏は広域にわたる甚大な人的・経済的被害をもたらされるおそれがある。さらに、地球温暖化等
19 の気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が顕在化してきている。このような巨大災害か
20 ら命と暮らしを守るため、国土強靱化計画を踏まえ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わ
21 せ、しなやかに対応するとともに、災害時のみならず平時にも有効に活用される対策を推進する
22 など効率的な防災・減災、国土強靱化の取組を進める。

23 また、東日本大震災のような広域的な巨大災害においては、初動期に被災地へのアクセスを確
24 保するため、道路等の広域交通基盤の啓開を実施するとともに、遠隔地からの迅速な支援が被災
25 地救援に有効であったことを踏まえ、広域的な地域間連携を構築する取組を推進する。また、その
26 ための社会基盤としての広域交通ネットワークの代替性・多重性の確保、DX を活用した情報通信
27 ネットワークの強靱化を推進する。さらに、発災以降の部品供給等の途絶による企業の生産停止
28 が日本経済に大きな影響を与えたことから、災害時における企業のサプライチェーンの強靱化に
29 に向けた取組を推進する。

30 また、地球温暖化の進行に伴って気象災害の強度と頻度がさらに増加することが懸念されるこ
31 とを踏まえて、国土強靱化に向けてあらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的
32 な水災害対策である流域治水を推進する。加えて、地域の防災力強化に向けた防災教育の強化と
33 災害記録を伝承するための取組の推進を図る。

34 (1) 広域的な機能分担を踏まえた地域間連携の促進、協力体制の構築

35 (広域的な地域間連携の促進)

1 東日本大震災の教訓を踏まえ、広域的な大災害に備えるため、圏域内外の同時被災リスクが小さい
2 遠隔地の地方公共団体間の連携体制の強化、防災協定の締結等の取組を推進するとともに災害時の
3 市町村間 BCP 策定の推進、災害廃棄物の広域的な処理体制の構築や広域避難者の受入等も想定した
4 広域合同訓練の実施等連携の実効性を高める取組を推進する。また、災害時にも活用可能な高付加
5 価値コンテナの「道の駅」への設置を進めるなど、「道の駅」に災害時に必要な防災設備や事業継続
6 性を確保し、地域の避難行動・復旧活動を支える防災拠点化や、応援部隊の集結及び進出、広域医
7 療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点について、あらかじめ明確にしておく。加え
8 て、アジア太平洋地域を中心とした海外も視野に入れ連携を進める。また、複数県にまたがるよう
9 な広域災害発生時においては、国の現地災害対策本部等、政府の危機管理機能の速やかな設置が可
10 能となるよう調査・検討を進める。

11 12 (多様な主体と連携した災害時の協力体制の構築)

13 東日本大震災では民間企業やNPO、NGO（非政府組織）といった多様な主体による広域的な
14 支援が行われたことを踏まえ、災害時における行政と民間企業や、ボランティア団体、大学等との
15 連携を進め、仮設ハウス等備蓄が困難な資機材や緊急物資の供給、受入、保管、仕分けそして配
16 送、通信基盤の早期復旧、民間賃貸住宅の提供、応急仮設住宅の建設、燃料供給、帰宅困難者の受
17 入、観光客等への支援等多様な分野での協定の締結等を推進する。

18 19 (非常時の対応に備えた平時からの備えとバックアップ体制の構築)

20 大規模災害時には、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）や、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊
21 (エネルギー・産業基盤災害即応部隊含む)、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等を迅
22 速に派遣し、被災地のニーズを把握するとともに、応急復旧作業への支援を行うことが重要であ
23 る。また、災害直後の行方不明者の捜索や公共施設の迅速な啓開を図るためには、衛星通信車や排
24 水ポンプ車等の災害対策機械を被災地に迅速に導入することが効果的である。このような非常時
25 に円滑かつ迅速な対応が可能となるよう、平時から災害対応に習熟した人員応援体制の充実、強
26 化を図るとともに、資機材等の点検や検証を進めるほか、地域の道路・河川・港湾等の維持管理機
27 能を支える地域建設業者と協定を締結するなど必要な連携を進める。さらに、発災直後から時間
28 の経過とともに必要となる支援内容の把握に努めるほか、避難が長期化する場合も想定して物資
29 調達訓練の充実を図る。

30 あわせて、国土全体での機能や役割分担等を考慮しながら、首都直下型地震や東海・東南海・南
31 海の3連動地震が発生した場合に、東北圏が他圏域のバックアップに向けて果たす役割を視野に
32 入れた取組が重要である。

33 34 (2) 日本海・太平洋の2面活用を推進する圏域内のネットワーク強靱化

35 (広域交通ネットワークの代替性・多重性の確保)

36 東日本大震災後、国土全体の強靱性を確保する上で、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネッ
37 トワークの代替性・多重性の確保を図りつつ、日本海・太平洋両面を活用することの重要性が再認
38 識された。東北圏では、「シームレスな拠点連結型国土」の構築に向け、時間距離の短縮や多重性・

1 代替性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を図る。また、東北の主軸と
2 なる4縦貫7横断格子状道路ネットワークの整備によるシームレスネットワークの構築等を通じ
3 て日本海側と太平洋側の2面を効果的に活用することにより、活発にヒト・モノが流動し、イノ
4 ベーションが促進されるとともに、災害時のリダンダンシーを確保し、広域的な機能の分散と連
5 結の強化を図る。さらに、暫定2車線区間の4車線化や高規格道路と代替機能を発揮する直轄国
6 道とのダブルネットワークの強化の推進等により災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築す
7 る。また、平時には医療、産業、観光等の暮らしを支え、災害時には救急救命、救援物資の輸送、
8 避難等に資する、地域安全保障のエッセンシャルネットワークとしての道路ネットワークの構築
9 を推進する。

10 加えて、交通施設の巨大災害等への備えを万全なものとする、人口減少が進む中、その不足
11 が深刻な課題となっているエッセンシャルワーカーとしての交通を担う人材を確保・育成するこ
12 となど、交通の安全・安心の確保を図ることが必要である。

13 14 (多様な輸送モードの相互補完)

15 広域的な災害へ備えるため、鉄道、バス、航空、船舶等の各交通手段が、その機能を十分発揮でき
16 るよう交通機関相互の補完を図るなど連携強化を進める必要がある。このため、施設管理者、交通
17 事業者等の民間事業者、国、地方公共団体等、多様な関係者が連携し、広域的な災害を想定した総
18 合的な交通体系づくりを推進する。

19 20 (広域交通基盤の防災機能強化)

21 災害時に必要な防災設備や事業継続性を確保し、広域的な防災拠点機能をもつ「防災道の駅」の取
22 組を進めるとともに、副次的機能が期待される道路法面への避難路の設置や緊急避難場所としての
23 活用を進める。また、基幹的な交通施設の耐震化を推進するとともに、主要なサービスエリア及び
24 パーキングエリアに非常電源や充電機器、災害時トイレ等を設置し、交通施設への防災機能の付加
25 を推進する。また、災害時における物資等の輸送拠点として、港湾、空港を計画的に活用するため、
26 あらかじめ関係機関が災害時の運用計画等について調整、情報共有等の充実を図るとともに、港湾
27 の拠点性を活かした災害対応力の強化に向けた取組を推進する。道路においては、施設点検データ
28 やハザードマップ等の組み合わせによる道路リスクマネジメントの実施等により、道路の防災対策
29 を効果的・効率的に推進する。港湾についてはその機能を最大限活用する「命のみなとネットワー
30 ク」形成に向けた取組を進める。さらに、空港については、滑走路等の耐震対策や護岸嵩上げ等の
31 浸水対策を推進する他、各地方空港へのアクセス性強化に努めていく。

32 33 (3) 災害時の通信環境の確保、バックアップも含めた情報通信システムの構築

34 (災害時の通信環境の構築)

35 災害発生時の緊急情報連絡手段を確保する観点から、無線通信ネットワークの整備等を推進する
36 とともに、有線・無線系、地上・衛星系、移動通信系等による伝送路の多重化を推進するほか、こ
37 れら情報通信システムの整備状況や使用方法の普及、浸透を図る。また、携帯電話災害用大ゾーン
38 基地局の増設、耐震化、非常用電源の容量確保や非常用電源設備の導入支援等による物流施設の災

1 害対応能力の強化等を図る。加えて、自然災害や通信障害等の発生により、利用者が携帯電話を長
2 時間利用できなくなるような事態が生じないようにするため、事業者間のネットワークを相互利用
3 する「事業者間ローミング」の実現に向けた取組を進める。

4 さらに、災害時に孤立するおそれのある集落等での情報通信手段の確保について、衛星携帯電話等
5 の災害対策用移動通信機器の無償貸与を進める。

6 7 (行政情報のバックアップ)

8 震災時に行政等が保有する戸籍情報が消失しないよう情報を遠隔地へ保存するバックアップ体制
9 の整備や、データを分散保管するクラウドサービスの普及を促進する。

10 11 (災害情報の収集・提供・管理の構築)

12 災害時における通信基盤の早期復旧に向けた官民の連携・協力体制の整備など、通信インフラの強
13 靱化に取り組む。

14 道路やライフラインの被災状況や復旧状況、支援物資やボランティア情報等を効率的かつ効果的
15 に収集、提供することができるように、各種災害情報を一元化する仕組みづくりを構築する。また、
16 各自治組織や民生委員、地元消防団及び行政等の関係者間において、情報の共有を図る体制を構築
17 するとともに、避難者を含む被災者同士及び被災者と支援者が効率的、効果的に互いの情報を交換
18 できるような仕組みづくりを構築する。さらに、民間団体等と道路管理者との協定締結等による道
19 路啓開体制の強化、官民の所有するプローブ情報や観測衛星等を活用した災害覚知や被害状況の早
20 期把握を行い、初動強化を推進する。

21 加えて、災害による被害を最小限にとどめるため、災害に関する情報が確実かつ迅速に住民へ届く
22 よう、防災行政無線等の拡充・機能強化を進めつつ、地方公共団体が発する災害情報を集約し、既
23 存の多様なメディアを通じて住民へ伝達する共通基盤である Lアラート（災害情報共有システム）
24 情報の迅速かつ確実な伝達を推進する。

25 26 (災害に強いデータベースシステムの構築)

27 災害発生時に金融システムの機能維持や情報発信体制の継続性を確保できるよう、金融システム
28 のバックアップ機能の確保や、複数の金融機関による横断的な合同訓練の実施等実効性の高い取組
29 を推進する。

30 31 (4) 災害時にも強いサプライチェーンの構築と円滑な物流の確保

32 (災害に強い生産・物流のシステムの構築)

33 東日本大震災では物流インフラの被災等により、商品の確保や部品の調達が困難になり、生産活動
34 そのものが停止したことから、災害に強い生産・物流システム構築の必要性が明らかとなった。

35 このため、高度な物流システムを構築し、商品等の供給が途切れない企業間の協調体制の構築や、
36 経済活動が維持できる輸送システムの整備、物流インフラ間をシームレスにつなぐシステムの構築、
37 災害に強い物流施設整備に引き続き取り組んでいく。また、シームレスネットワークの構築や高規
38 格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化を進め、リダンダンシーの確

1 保を図り、サプライチェーン全体の強靱化・最適化を図る。さらに、外内航海運等の輸送モードの
2 安定的な維持が可能な災害に強い物流体系の構築、日本海側と太平洋側の連携による輸送ルート
3 の多重化等の対策を推進する。加えて、頻発する集中豪雨に対処するため治水機能への道路ネット
4 ワークを活用する。

5 6 (BCP策定の推進)

7 東北圏の製造業は、国内外の製造業のサプライチェーンの中でも重要な役割を果たしてきたが、東
8 日本大震災では、多くの企業が操業停止状態となり、その影響が我が国のみならず、世界に大きく
9 波及するなど、サプライチェーンの脆弱性が明らかとなった。

10 このため、地域の最低限の経済活動の維持、被災した施設の早期復旧等のため、国際拠点港湾、重
11 要港湾等における港湾BCP（業務継続計画や事業継続計画）の策定を進める。

12 13 (5) ハード・ソフト・土地利用一体となった総合的な災害リスク低減の推進

14 (災害リスク低減のためのハード・ソフト対策の推進)

15 地震、津波、高潮等の災害から人命や資産を防護するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた
16 「多重防御」により防災・減災、国土強靱化を図り、被害を最小化する取組を推進する。

17 ハード対策として、治水・治山施設、海岸保全施設等の国土保全施設の整備、緊急輸送道路の強化、
18 格子状骨格道路ネットワーク整備、道路・鉄道交通網の代替性や多重性の確保、災害に強い道路ネット
19 ワーク構築に向けた橋梁の耐震性能向上、道路の法面・盛土対策等や港湾・空港施設の耐震化、
20 無電柱化の推進、ヘリポートの整備、空港や港湾の災害対応力の強化、DXを活用した情報通信ネット
21 ワークの強靱化、災害時機能維持が必要となる主要な公共施設、行政施設や医療機関等における
22 安全性の確保と自家発電設備や衛星携帯電話の配備等の防災機能の強化、老朽化施設等の防災水準
23 の確保や施設の更新を推進する。

24 減災に資するソフト対策として、GIS（地理情報システム）を活用したハザードマップの整備・
25 普及、事前防災行動計画（マイタイムライン）の普及啓発、緊急復旧資機材や食料・燃料等の備蓄、
26 防災関連の研究、緊急速報メールやソーシャルメディアの活用等を含む多様な手段による災害・避
27 難情報発出体制の整備、災害時における要配慮者の避難対策を推進する。また、官民それぞれの立
28 場から、甚大な災害による経済的・社会的被害の軽減に向けて、BCPの策定を進めるとともに、
29 土地利用計画の見直しや建築基準の見直し等、災害に強い地域づくりのための抜本的な措置を実施
30 する。

31 また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化の状況を受けて、立地適正化計画における防
32 災指針の策定や、流域のあらゆる関係者が協力して行う流域治水の取組を推進する。

33 34 (大規模地震にともなうハード・ソフト対策の推進)

35 東日本大震災を踏まえた今後の大規模地震対策として、最大クラスの地震を想定し、あらゆる被害
36 の可能性を考慮した必要な対策を推進するとともに、発災以降の揺れ、液状化、津波といった災害
37 が時間の経過とともに連鎖的に発生する潜在的リスクへの対応を意識した災害対策を推進する。

38 また、公民館や学校等地震時に避難所として利用される建物や、堤防等の防災施設や基本的な交通

1 施設、通信施設、電気、ガス、上下水道等のライフライン施設の耐震化、耐液化や代替性の確保
2 を進めるほか、無電柱化を図るとともに、住宅・建築物の耐震化・不燃化、急傾斜地の崩壊対策、
3 地盤沈下や液化等対策を推進する。さらに、緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路上の橋梁
4 の耐震化や河川・運河の整備、緊急物資の輸送拠点となる港湾・空港の耐震化対策、防災活動拠点
5 ともなる防災公園を整備するとともに、狭隘道路や危険な密集市街地の解消や避難路、避難地の確
6 保、延焼遮断帯の設置、水面・緑地帯の計画的確保等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
7 大規模地震の発生に備え、都市圏を中心に交通機関が途絶した場合の帰宅困難者対策として、事業
8 所等における食料の備蓄等を進める。加えて、不特定多数の者が利用する都市の施設等における安
9 全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制、避難誘導體制の整備を図る。

11 (津波に対するハード・ソフト対策の推進)

12 東日本大震災を踏まえた今後の津波対策としては、最大クラスの津波、最大クラスに比べて津波高
13 は低いものの発生頻度が高い津波の双方を想定して対策を講ずる。特に発生頻度が高い津波につい
14 ては被害を防止・軽減するため、計画的に防波堤、海岸堤防・防潮堤、海岸防災林、河川堤防等の
15 整備や管理を行い、あわせて河口部や低平地での道路や地盤の嵩上げ、水門・陸閘等の遠隔操作化
16 等、多重的に津波を防御するための対策を推進する。

17 最大クラスの津波に対しては、これらの施設整備に加え、津波ハザードマップの周知、地域や事業
18 者における避難計画の策定や避難訓練の実施など、ハード・ソフトの施策を組み合わせ「多重防
19 御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。

20 ハード対策としては、避難場所・避難ビル、避難路・避難階段等の避難関連施設の整備や確保を図
21 るとともに、行政施設や要配慮者に関連する施設等の浸水リスクの低い場所での整備等を進める。
22 さらに、避難者の収容、復旧活動の拠点となる防災公園等の整備、緊急輸送道路ネットワークの整
23 備、河川・運河を活用した緊急輸送のための整備を推進する。

24 津波に対するソフト対策として、津波による浸水が想定される区域については、被災しても人命が
25 失われないことを最重視し、災害リスクを考慮した土地利用や建築規制を行う。

27 (6) 災害の記録と伝承と「自助」「共助」の強化

28 (防災訓練・教育の充実強化)

29 地域防災力を強化するため、自主防災組織やNPO等と連携・協力し、災害への応急対応や広域対
30 応を含めた、より実践的な防災訓練の充実強化を図るとともに、BCPに基づく継続的な訓練の実
31 施やタイムライン(時系列の行動計画)の策定・普及啓発に取り組む。

32 行政機関や教育機関においては、地域ぐるみの安全対策を推進するとともに地域の特色を活かし
33 た防災意識の高揚と災害対応力の向上を図る。また、自然災害が激甚化・頻発化している状況下
34 において、新型コロナウイルスなどの感染症拡大が発生した場合など、複合的な災害状況における地
35 域コミュニティの防災力のあり方の検討を進める。

37 (災害の記録と伝承)

38 国営追悼・祈念施設や被災地の震災遺構、伝承施設等をつなぎ、伝承の取組を指す3.11伝承ロー

1 ドの利用を促進し、同震災の記憶と教訓の後世への伝承、復興に対する強い意志を国内外へ発信す
2 る。また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、情報発
3 信すること等により、同震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。

4 5 **（「自助」「共助」の強化）**

6 東日本大震災では、行政自体の被災による行政機能の麻痺等により公助の限界が明らかとなり、
7 住民等の自助、共助による防災活動の重要性が強く認識された。地域における防災・減災対策の基
8 本は、住民自らが自分の身を守るために判断・行動することである。このためには、住民個人が地
9 域の災害リスク等を認識し、行政機関等から提供される情報を活用するなど自ら考え適切に行動
10 する「自助」と、住民相互や地域コミュニティの中で助け合う「共助」を広めていく必要がある。

11 具体的には、自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化を図るためのハザードマップの活用、
12 避難訓練等のソフト対策による自助・共助の取組や、地域防災力の向上等に向けた消防団の体制、
13 装備、訓練等の充実強化、自主防災組織等の活動の活性化と活動カバー率の向上、地域・企業の
14 リーダーの育成等に取り組む。

15 また、昨今の自然災害の激甚化・頻発化に対応し、平時から、行政と民間主体等との連携・協働
16 体制の強化を図るため、県域レベルで、官民の災害支援に関する情報共有や活動調整等のコーディ
17 ネーション機能を担う「災害中間支援組織」の設置・機能強化に向けた支援を行う。

18 19 **（7）風水害、土砂災害、高潮災害対策等の推進**

20 近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川管理者等が主体と
21 なって行う治水事業等を強力に推進するとともに、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対
22 策に取り組む総合的かつ多層的な水災害対策である流域治水の取組を推進する。流域治水では、
23 地域の特性に応じ、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として河川、ダム等治水施設の整備
24 や雨水幹線や雨水貯留浸透施設などの整備を進めるとともに、災害が発生することを前提とした
25 対応（タイムラインに沿った対応）の更なる強化、利水ダム等の洪水調節機能の強化等を行う。ま
26 た、被害対象を減少させるための対策として、より災害リスクの低い地域への居住の誘導などの
27 対策等を行う。さらに、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策として、水災害リスク情報空白
28 地帯の解消や各種ハザード情報の提供等を行う。また、流域治水の実効性を高め、推進するため、
29 特定都市河川制度を活用する。

30 加えて、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害対策、河川、海岸及び港湾における高潮、波
31 浪、高波対策、道路斜面や盛土等の防災対策、沖合航行船舶の避泊水域確保のための整備、暴風、
32 土砂災害や高潮等に対する鉄道の安全対策を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定、各
33 種ハザードマップの作成及び周知等の警戒避難体制の充実・強化、安全性の高い土地への誘導、災
34 害情報等システム構築及び情報発信体制の強化、災害に強い森林づくりを通じた「緑の国土強靱
35 化」の推進、最大クラスの洪水、内水、高潮等のハザードマップの整備・普及を図ること等により、
36 地球温暖化に伴う災害リスクを視野に入れつつ、ハードとソフトが一体となった減災対策を推進
37 する。

1 (8) 渇水に強い地域づくり

2 近年、降水量の変動幅が大きくなる傾向にあり、1994年発生
3 年発生、並びに2012年発生の子吉川・鳴瀬川を始め7水系での渇水等
4 あり、依然として水資源について脆弱性を有している。このよ
5 うなことから、渇水への十分な備えを
6 図るため、多目的ダム建設や既設ダム群の連携運用等により安
7 定的な水資源を確保し、関係者が
8 連携して渇水対応タイムライン(時系列の行動計画)を作成する
9 よう努めるとともに、渇水リスク
10 情報を共有し、協働して渇水に備える。あわせて、節水等の地
11 域住民への啓発や関係利水者間の調
12 整に取り組み、渇水に強い地域づくりを推進する。

13 (9) 火山噴火災害対策の推進

14 火山噴火災害対策として、火山防災協議会における検討等を踏
15 まえ、火山噴火時に発生が想定
16 される溶岩流、融雪型火山泥流、土石流等による被害を軽減す
17 るための砂防施設の整備の推進、火
18 山の爆発に伴う降灰、土石流等による災害防止のため必要な
19 治山事業の推進に加えて、監視体制
20 の強化、噴火警報等の伝達及び火山防災マップの作成・普及
21 や噴火警報等に対応した避難体制の
22 確立を図る。

23 また、火山噴火に起因する土砂災害をできる限り軽減するた
24 め、火山活動の推移に応じた緊急
25 対策を迅速かつ効果的に実施するほか、火山噴火時の緊急対
26 応や準備事項等、ハード・ソフト対策
27 からなる「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定・改定や
28 迅速で分かりやすい災害情報の提供を
29 推進する。加えて、観光客等へ正確な情報を発信し、風評
30 被害の防止に努める。

31 (10) 原子力関連施設の徹底した安全確保の継続

32 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、「福島
33 のような事故を二度と繰り返して
34 はならない」という強い決意の下、原子力発電所や関連施設
35 については、放射線等の影響から人の
36 健康と環境を保護する必要がある。原子力規制委員会等によ
37 る安全確保に向けた新たな規制制度
38 の導入や原子力防災対策の検討を踏まえ、徹底した安全確保
を図ることが必要である。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向
けた中長期ロードマップを踏まえ、
国が前面に立って、安全かつ着実に事故収束(廃炉・処理水
対策)に向けた取組を実施すると共
に、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境
に及ぼす影響を低減するための取組
を進める。

39 (11) グローバルな災害対応

40 2015年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議
41 で策定された「仙台防災枠組2015-
42 2030」を踏まえ、国際協力の場合においては、多様な主体
43 の連携に加えて、防災に関係する国際機
44 関や地域機関等も含めたネットワークにより、国内外に誇
45 れる防災先進圏域の実現を目指す
46 とともに、復興過程の検証や地球環境や災害時に広域的な
47 協力を実施することで、教訓を共有し
48 つつ協力効果の拡大を目指す。

具体的には、国際的な災害統計の整備への貢献や、東北
圏における取組を含めた「より良い復
興」の優良事例の情報発信、復興人材育成活動やそのた
めの体制づくりへの支援等に取り組む。

1 2 広域連携 PJ2. 安全・安心な東北圏を形成する大規模地震災害対策プロジェクト

3 (1) 目的

4 地震・津波災害に対して安全・安心な圏域の形成を図るため、地震・津波防災対策の強化及
5 び避難体制の整備、災害時の通信環境確保、地震等の経験を踏まえた中山間地域・沿岸地域等
6 の孤立集落への対応等、国内外に誇れる防災先進圏域の実現に向けて、東北圏が一体となっ
7 た広域連携による震災対策を推進する。

8 9 (2) 具体的取組

- 10 ・地震・津波防災対策の強化・避難体制の整備
- 11 ・災害に強い通信環境確保の推進
- 12 ・中山間地域・沿岸地域等の孤立集落への対応
- 13 ・災害の記録と伝承や防災訓練・教育の充実強化
- 14 ・震災対策の強化と日本海側と太平洋側等の広域連携強化
- 15 ・社会資本の長寿命化対策の推進
- 16 ・災害に強いサプライチェーンの構築と危機管理体制の強化

17 18 3. インフラの戦略的メンテナンスの推進

19 高度経済成長期に集中投資した社会資本の老朽化やストック量の増加により、今後必要な維持
20 管理費、更新費が急増するとともに、機能の急激な低下が懸念される。このため、既存施設の適時・
21 適切な維持管理、機能保全・向上、更新、長寿命化対策等を実施することにより、従来の事後的管
22 理から予防保全的管理への転換を加速する。また、これらの取組として、インフラの特性や利用状
23 況等を踏まえ、経済社会の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図ると
24 ともに、ロボットやセンサー等を駆使し、防災・減災、メンテナンス等におけるイノベーションを
25 生み出す「防災先進圏域」の構築を推進する。

26 道路においては、新技術の活用のほか、担い手を含めた体制確保として、全都道府県において
27 「道路メンテナンス会議」を設置し、本会議を活用した取組を一層推進する。

28 29 (1) インフラの戦略的メンテナンスによる予防保全への転換

30 (地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進)

31 小規模な市町村で、人員や予算不足により予防保全への転換が不十分である場合には、このま
32 ま放置すると重大な事故や致命的な損傷等を引き起こすリスクが高まるため、複数・広域・他分野
33 のインフラを「群」としてとらえ、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジ
34 メントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」に取り組む。

35 36 広域連携 PJ3. 戦略的メンテナンスによる国土基盤の持続的な機能発揮プロジェクト

37 (1) 目的

- 38 ・建設から 50 年以上経過する国土基盤の割合が加速度的に増加する中で、「荒廃する日本」と

1 ならないよう、国土基盤の機能が将来にわたって適切に発揮されるため、維持管理・更新を戦
2 略的・計画的かつ適切に進めていくことが重要である。

4 (2) 具体的取組

- 5 ・予防保全型メンテナンスへの本格的転換
- 6 ・広域的・戦略的なマネジメント（地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組の推進）
- 7 ・新技術・官民連携手法の普及によるメンテナンスの高度化・効率化
- 8 ・集約・再編等によるストックの適正化
- 9 ・多様な主体の連携・協力によるメンテナンス体制の構築

12 第2節 美しい国土の保全と恵みある豊かな自然の継承・利活用

13 我が国の国土は面積の約7割を森林が占めているが、東北圏は、その●割を占め、太平洋と日
14 本海に囲まれ、白神山地や尾瀬など世界にも誇る多様で美しい自然が生まれ、その豊かな生態系
15 サービスの恩恵を受けて、暮らしや経済活動が支えられている。

16 一方、地球規模での生物多様性の損失の危機が叫ばれるなど、自然環境と国土の上で営まれる
17 諸活動の関係が問われている。東北圏においても、荒廃農地の増大や集落機能の持続が難しくな
18 るなど、圏域を取り巻く環境の変化により、豊かな自然環境を継承する上で様々な問題が発生し
19 かねない。

20 そのため、今後、東北圏では、奥羽山脈等の原生自然から人と自然の関わりにより育まれた里
21 山まで多様に富む自然環境を保全し、国際公約ともなっている30by30目標の達成に貢献する
22 とともに、地域の自然資本として持続可能な形で活用し、人と自然が共生した国土利用・管理に
23 より、地球に優しく生命力あふれる循環型の圏域をつくりあげる。東北圏の有する美しい森林、
24 田園、川や海辺等の風景は、日本人のふるさとのイメージ形成等に大きく寄与しているばかりで
25 なく、圏民固有の叙情性豊かな感性を育み、自然観察等、自然とのふれあいの場としての機能も
26 果たしてきた。これらの美しい原風景や景観を保全・継承するため、多様な主体の参画の下、自
27 然・歴史・文化等の地域資源を活かすべき資本と捉えて地域づくりの取組を推進するとともに、
28 観光や産業の振興等による経済的にも持続可能な地域活性化に結びつけていく。

29 地球温暖化の進行など深刻化する気候危機に直面する中、自然資本の活用に関しては、国際公
30 約である2050年カーボンニュートラル、2030年度46%削減目標の実現に向け、バイオマス発
31 電、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電及び雪冷熱エネルギー等の非化石エネルギーや
32 再生可能エネルギー等の導入や脱炭素まちづくりが進められている。東日本大震災で原子力災害
33 で被災した東北圏だからこそ、カーボンニュートラルを先導する必要がある。

34 東北圏には、豊饒な自然や再生可能エネルギー等のポテンシャルに恵まれているため、これら
35 を活用しつつ、地球環境保全の先進的な圏域として、地域循環共生圏を構築する。

36 加えて、東北圏の広大で豊かな陸域・海域が育む水循環・水環境の保全・再生・利用を図るた
37 めに、適切な国土の保全・管理を推進する。これらのことにより、人と自然が共生し地球に優し
38 い圏域を実現する。

1. 地球環境保全に向けた地域循環共生圏の創造

地域が主体となって、森・里・川・海の関連からもたらされる地域資源を最大限活用しながら、地域内外の多様な主体と協働して地域資源を活用した環境・経済・社会を良くしていくビジネスである「ローカル SDGs 事業」を生み、育て続けられる自立した地域をつくる。そうした地域が支え合い、有機的につながることでできるネットワークの構築を図り、それにより、地域に存在する資源を再認識し、地域の特性に応じて互いに資源を補いながら、自立・分散型の持続可能な地域社会を形成する「地域循環共生圏」の実現を目指す。

(1) 自立・分散型社会の構築

人口減少や高齢化が進み、社会資本の老朽化といった社会課題を抱える中、近年の気象災害等の頻発といった気候変動リスクに適応するためには、防災・減災対策と自然環境の持つ多様な機能を最適に組み合わせることにより、生物多様性の保全が調和した持続可能な社会を形成することが不可欠である。災害を回避する土地利用の見直しやグリーンインフラ、Eco-DRR の考え方を取り入れながら、それぞれの地域の特性や資源を再認識し、有効に活用する「自立・分散型」の持続可能な社会を目指す。

恵まれた森林資源、長い海岸線・山岳地域を多く抱え、地熱資源や降雪の多い地域特性を持つ東北圏においては、再生可能エネルギーの産出に優位性を備えていることから、地産地消による効率的なエネルギー利用が可能であり、生活に必要なライフラインの維持と災害時におけるエネルギー確保・供給のレジリエンス強化等への貢献が期待できる。木質バイオマス、風力、中小水力、再エネ熱（太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱、下水熱等）等といった地域に密着した分散型エネルギーとして、各地域の持つ資源を補完し支え合いながら地産地消型のエネルギービジネスとして自立し、広域的に地域経済の活性化を図る。

また、地域内でのエネルギーの有効活用を図るために、コージェネレーションやデジタル技術等を活用した地域のエネルギー供給網の構築を進め、省エネの観点も含め高度化に向けたエネルギーマネジメントの取組を推進する。

(2) 環境負荷を低減する経済・社会構造への転換

2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、徹底した省エネの推進、再エネの最大限の導入、ライフスタイルの変革など、あらゆる分野での取組を進め、効率的で環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの構築が必要である。

業務・家庭部門においては、人々のSDGsの認識の高まりを追い風とし、エネルギー効率の更なる向上に向けた取組の推進と環境に配慮した生活スタイルへの転換が必要である。エネルギー消費機器の強化やZEH・ZEBの普及促進など住宅・建築物の省エネ化、木造建築物の普及拡大、スマートメーターの導入及び情報利用による需給バランスの調整、省エネ関連の新技术やビジネス需要の創出等といった多方面での取組を推進する。また、電気自動車、自転車、シェアサイクル・電動キックボード等の新たなモビリティの利用・普及に向けた取組を推進し、まちづくりと連携した地域のグリーン化と環境にやさしい生活スタイルの浸透を図る。

1 運輸部門においては、物流環境負荷が小さくエネルギー効率の高い輸送手段への転換（モーダルシフト）をはじめとした物流体系全体のグリーン化の促進も重要であり、次世代自動車の更なる普及拡大を含め、産学官等連携の下に、省エネルギー技術開発の促進に取り組む。また、カーボンニュートラル、省人化の観点から、海上輸送、鉄道輸送等との連携を強化し、最適なモーダルコンビネーションの実現を目指すとともに速達性向上による CO2 排出抑制に資する道路ネットワークの強化、ITS の推進等の交通流対策や部分改良の機動的・面的実施、TDM 施策等の推進、ダブル連結トラック等による物流の効率化、自転車活用促進や交通拠点の機能強化を通じた公共交通の利用促進を推進する。さらに、水素エネルギーを活用した荷役機械の導入等による脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成の推進を図る。

11 これらの取組のほか、農林水産業は生物多様性の維持を支える側面を持つことから、「みどりの食料システム戦略」等に基づき、農林水産業の CO2 ゼロエミッション化、化学肥料・化学農薬の低減等に向け、調達から生産、加工・流通、消費における各段階の取組と、革新的な技術の開発、その後の社会実装の推進に取り組む、環境負荷の低減につなげる。

16 (3) カーボンニュートラルの実現に寄与する森林の整備と活用

17 カーボンニュートラルの実現のためには、令和3年に閣議決定された森林・林業基本計画に基づき、CO2 排出削減と吸収源対策を通じた吸収量の拡大を図り、森林資源の循環利用を構築することが重要である。持続可能な食料システムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略」に基づき、国産木材の安定供給体制の確立や人工林資源の循環利用の確立等も推進する必要がある。

21 「都市（まち）の木造化」による木材の利用拡大、木質バイオマスのエネルギー利用、木質系新素材等のマテリアル利用の推進とともに、間伐やエリートツリー等による再造林等の森林整備などによる森林吸収源対策を強力に推進する。

24 主伐・再造林の循環システム確立の後押しにも資する森林由来の J-クレジットの創出拡大・活用の推進とともに、産学官連携の下、林業の成長産業化を図り、雇用創出による地域活性化に結び付ける。また、都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化、民間緑地の確保による都市緑化等の推進を図る。道路においては、自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向け、地球温暖化やヒートアイランド対策、生物多様性の保全に寄与するため、周辺環境や環境に配慮した道路ネットワークの形成や道路空間の創出を目指す。

30 さらに環境への関心や SDGs、社会貢献活動に対する参加意識の高まりにも対応し、企業や NPO 等による森林の整備や保全活動を促すため、活動内容の提案や情報発信、サポート体制の整備、フィールドや技術等の提供等、企業等が森林づくりに参加しやすい環境を整備する。

33 このほか、藻場・干潟等や生物共生型港湾構造物といったブルーインフラを拡大し、森林と同じように CO2 吸収源対策となるブルーカーボン生態系の保全・再生・創出を推進する。

36 (4) 循環型社会の構築

37 (廃棄物の発生抑制及び循環資源の適正な利用・処分)

38 地方創生に係る優れた SDGs の取組を行う地方公共団体を「SDGs 未来都市」として選定し、持続

1 可能なまちづくりを促進しており、東北圏においては1県、20都市が選定されている（2023年9
2 月時点）。SDGsに係る国際目標の年限である2030年に向け、地域の環境に配慮しつつ、国・地方
3 公共団体のみならず、産学官等連携による循環型社会の形成を目指す。

4 排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底及び拡大生産者責任に基づく製品製造段階か
5 らの環境配慮設計を引き続き推進するとともに、地域住民、NPO、産業団体、行政等との連携協
6 力の下に3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewableの推進に努める。市町村等にお
7 いては、処理を委託する場合においても適正処理の観点を十分踏まえるものとする。リサイクル
8 より優先順位の高い2R（リデュース、リユース）の取組がより進む経済社会システムを構築す
9 ための取組を進める。

10 一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、地域の特性や地域に住む人と人
11 とのつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進め、地域住民、N
12 PO、産業団体、行政等が連携した取組による不法投棄防止対策についても引き続き推進してい
13 く。

14 また、廃棄物等を貴重な資源として捉え、その有効活用と再資源化のために、廃棄物処理施設の
15 創エネルギー化を進め、災害時における周辺施設への電気・熱の供給の対応などを可能とする自
16 立・分散型エネルギーセンターとしての活用を図る。廃棄物処理施設においては省エネ化を進め
17 ながら、個々の機器を適正に保全し、かつ機能診断、評価、改善することで設備・機器の長寿命化
18 を図り、同時に、耐用年数に達した設備・機器を、適時、適切な方法で更新することで施設全体の
19 合理的な延命化・長寿命化を図る。さらに、ごみ焼却場の老朽化対策と併せ、計画的な廃棄物処理
20 施設の更新を行うとともに、地域ごとに、広域的な処理体制の確保、整備等を推進して廃棄物処理
21 システムの強靱化を図る。

22 このほか、優れた廃棄物処理・リサイクルに係る制度・技術・設備をベースに、ASEAN等への制
23 度・技術・人材育成等の支援のほか、電気電子機器廃棄物（e-waste）を回収・リサイクルして脱
24 炭素化に必要な重要金属等の資源確保を図り、国際的な資源循環の連鎖を生み出す取組の推進を
25 目指す。

26 27 **（バイオマスの活用）**

28 バイオマスを製品やエネルギーとして活用していくことは、有機資源の自然資本としての活用
29 による循環型社会の構築に必要不可欠であり、環境負荷の低減や有機資源活用による地域循環の
30 創出に資するものである。東北圏においては、木質バイオマス等の地域資源を活用したバイオマ
31 ス発電、廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス発電等が導入・推進されている。廃棄物系バイ
32 オマスの利活用はメタンガス化（バイオガス化）以外に飼料化・肥料化等につながるため、化学
33 肥料・輸入肥料から国内生産への推進・転換等を図ることができ、農業活動におけるメリットも大
34 さい。

35 産学官等連携の下、地域主体で、下水汚泥、海洋由来の有機資源等を含めた総合的なバイオマス
36 の高度利用の推進・普及に努める。また、バイオプラスチックなどの新たな技術開発によるバイ
37 オマス産業の創出や産業誘致を図るとともに、必要な人材の育成についても推進・支援する。

1 (災害廃棄物の広域処理)

2 今後発生し得る大規模災害に備えて、広域的に廃棄物処理に係る相互応援協定を締結するなど
3 平時からの連携体制の構築、仮置き場の確保、避難所等の防災拠点に設置できるような災害に強
4 い浄化槽の普及等に向けた取組を推進する。

5
6 (リサイクルポートを活用した低炭素型静脈物流システムの構築)

7 静脈物流に係る環境負荷低減と輸送コスト削減を図るため、太平洋側の八戸港、釜石港及び日
8 本海側の能代港、酒田港、姫川港の各リサイクルポートを循環資源の輸送拠点として、圏内外のリ
9 サイクルポート等との連携により、内航海運等を活用した低炭素型静脈物流システムの構築等を
10 進める。

11
12 広域連携 PJ4. 東北圏のポテンシャルを活かした地域循環共生圏の創造プロジェクト

13 (1) 目的

14 自然豊かな東北圏において、地域が互いに支え合いながら自立・分散型の持続可能な地域社会
15 を形成する「地域循環共生圏」の創造を目指す。そのため、徹底した省エネの推進、再生可能エネ
16 ルギー等の積極的な導入や、脱炭素・循環型社会構築のための森林及び海域づくり等、脱炭素社会
17 づくりを推進する。さらに、廃棄物の発生抑制及び循環資源の適正な利用・処分、バイオマスの利
18 活用及び技術開発等、循環型社会づくりを推進する。

19
20 (2) 具体的取組

- 21 ・脱炭素社会構築のための再生可能エネルギー等の導入
- 22 ・脱炭素・循環型社会構築のための森林・海域づくり
- 23 ・2Rの取組がより進む経済社会システムの構築
- 24 ・エネルギーマネジメントの取組の推進
- 25 ・バイオマスの高度利用の推進
- 26 ・循環型社会づくりの推進

27
28 2. 人と自然が育んだ美しい「森里川海」の原風景の継承

29 人と自然の良好な関係が再構築され、自然の恵みを継続的に享受できる「グリーン国土」の創造
30 に向けて、分野横断・官民連携による自然資本の保全・拡大と持続可能な活用を図り、多彩で恵み
31 ある豊かな自然環境と良好な景観にさらに磨きをかけ、将来世代に継承する。

32
33 (1) 豊かな自然環境の保全による生物多様性の保全の推進

34 (原風景の保全と継承)

35 東北圏の原風景ともいえる美しい森林や田園、川や海辺の風景は、農林水産業を始めとする地
36 域の人たちの生産活動や生活と自然とのかかわりの中で形成されてきたものであり、かけがえの
37 ない資産・資本である。世界に誇る美しい原風景を将来世代に引き継いでいくために、農林水産業
38 の持続性確保に向けた取組を推進するとともに、地域住民、NPO、産業団体、行政等の連携によ

1 る東北圏の原風景を保全するための体制づくりを促進するほか、景観教育の充実や先進的な取組
2 事例に関する情報提供、地域への専門家の派遣等によるソフト面での施策の充実を図る。

3 農地は、国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全や水源の涵養等の多面的機能の発揮
4 の場である。農地面積の減少、農業者の高齢化等の進行を踏まえ、優良農地の確保、荒廃農地の発
5 生防止及び解消等を図るとともに、農地、農業用水等の美しい農村景観を形成する地域資源につ
6 いて、良好な状態で保全及び管理が行われるための取組を推進する。また、中山間地域等での農業
7 生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動、環境保全型の営農活動等への支援に取
8 り組む。

9 加えて、地域の一人ひとりが、東北圏の原風景の大切さを知り、多様な主体による協働の下、地
10 域の景観、自然、歴史、文化等の地域資源や個性を活かした地域づくりの取組を推進するととも
11 に、効果的な情報発信を通じて、観光の振興や地域の活性化に結び付けていく。また、地域固有の
12 伝統文化の保全と継承を図るため、郷土の歴史、風土等の記録や整理を推進する。

13 14 (環境と共生する国土利用・管理)

15 自然資本の保全・拡大に向けたネイチャーポジティブの考え方に根ざし、環境と共生する国土
16 利用・管理の取組を充実・強化する。そのためには、人口減少による開発圧力の低下等を通じて空
17 間的余裕が生み出されることを好機と捉え、国土利用の質を高める観点から、低未利用地の自然
18 再生地への転換も含め、保全区域を適切に配置する OECM の設定促進等により、森・里・まち・川・
19 海のつながりを確保して広域的な生態系ネットワークの形成を促進することが重要である。

20 地域の現状把握・将来予測を踏まえ、最適な土地利用・管理と地域づくりを一体的に検討したう
21 えで、これらの方向性を示す地域管理構想の策定を推進するとともに、自然資本の保全・拡大にも
22 配慮することにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図る。また、自然からの恩恵を
23 意識し自然を支える契機とすべく、自然の恵みの持続可能な利用を圏民のライフスタイルや経済
24 活動に組み込む普及啓発活動を推進する。

25 所有者自ら経営管理が実施できない森林など、手入れが不十分な森林については、発生防止・解
26 消のために、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営の適否に応じて所有者と担い手を繋ぐ森
27 林経営管理制度に基づく取組、所有者不明森林等に関する特例措置による適切な経営管理、地域
28 林政アドバイザー制度の活用等による体制強化に向けた取組を推進する。

29 農村部では、高齢化等によりリタイアした農業従事者から、農地などの経営資源が適切に継承
30 されず、荒廃農地の増加が懸念される。多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度によ
31 る地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策によ
32 る農作物被害の軽減、地域計画に基づいた農地の集積・集約化、基盤整備の効果的な活用等による
33 荒廃農地の発生防止及び解消に向けた対策を戦略的に進める。

34 35 (豊かな自然環境の保全による生物多様性の保全)

36 ネイチャーポジティブに向けた 30by30 目標の実現を図るため、国立公園等の保護地域の拡張と
37 管理の質の向上、適切な保護・管理、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設
38 定・管理を推進する。

1 東北圏は、南北を貫く奥羽山脈を中心に、東に北上高地や阿武隈高地、西に白神山地や出羽山
2 地、越後山脈が連なり、豊かな森林や里山が多く残されており、多様な動植物を育む生態系の宝庫
3 である。野生生物は生態系の基本的構成要素かつ人類の存続の基盤であり、種の存続の確保は重
4 要である。

5 トキの野生復帰による里山環境の保全やトキをシンボルとしたブランド米開発に代表されるよ
6 うに、希少種の保全は自然環境の保全及び再生や地域づくり及び地域産業の促進にも寄与する。
7 このため、絶滅危惧種の保全を全国的に推進することにより、その個体数の減少を防止し、回復を
8 図るとともに、多様な主体と連携した取組を促進し、希少種を地域のシンボル等として保全する。

9 ニホンジカ、イノシシ等の一部の鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化する一
10 方、狩猟者の減少や高齢化が進行している。このため、都道府県が実施するニホンジカ及びイノシ
11 シの捕獲を強化するとともに、将来の鳥獣捕獲の担い手の育成及び確保を図る。

12 生態系、農林水産業等への被害リスクが増大する外来種問題については、外来種の侵入の未然
13 防止や侵入先での防除を進める必要がある。水際での侵入防止対策の強化と優先度の高い侵略的
14 外来種の防除を実施するとともに、地方公共団体が実施する侵略的外来種の防除等を支援し、生
15 態系への被害を防止する。また、各種の社会活動に外来種対策の観点が盛り込まれ、行動がなされ
16 るよう、外来種に対する正しい理解を促進するための普及啓発を実施する。

17 多様な主体の連携による生物多様性保全活動の促進に向けて、それぞれの地域の視点で活動が
18 展開されるよう、地域連携保全活動計画の作成等の支援、優良事例の発掘及び顕彰、地方公共団
19 体、事業者、民間団体、土地所有者等の関係者のニーズのマッチング等の取組を推進する。また、
20 事業の実施に当たり適切かつ効果的な環境影響評価法の運用に努め、再エネ導入に際しての環境
21 影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供など、情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材
22 育成に取り組む。

23 生物多様性の重要性を多くの人々の共通認識とし、行動へと結びつけるためには、各段階での
24 教育及び学習を通じて、生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行動へと結びつける能力
25 の養成が必要である。国立公園等の自然公園やビジターセンターの活用等により、多くの人々が自
26 然とふれあい、自然の豊かさを実感できる機会を提供するほか、森林、河川、海、公園等のフィー
27 ルドを活かした体験や教育機会の拡大を図る。

28 29 (海岸防災林の松くい虫被害の拡大防止)

30 海岸線の多くにクロマツを主体とした防災林が造成され、海岸からの飛砂や強風から人家や農
31 地等を守る役割を果たしてきた。一方で、松くい虫による被害（マツ材線虫病）が全国的に蔓延
32 し、海岸防災林の機能低下が懸念されている。適切な防除の実施により、松くい虫被害のさらなる
33 拡大を防止する。

34 35 (2) 良好な景観の保全と創出

36 東北圏の良好な景観は、美しく風格のある圏土の形成とうるおいのある豊かな生活環境の創造に
37 不可欠なものである。圏民のみならず、国民共通の資産として、現在及び将来にわたりその恵沢を
38 享受できるよう、その整備及び保全を図る必要がある。

1 良好な景観とは、四季折々の豊かな自然、人々の生活、生産活動、歴史・文化との調和により形
2 成されるものであることを踏まえ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用が行われるよう誘
3 導するとともに、現にある良好な景観の保全のみならず、新たに良好な景観を創出し次世代に継承
4 していく。

5 東北圏においても、巨大看板が並ぶ沿道景観や農村景観を損なう郊外開発、里地里山を侵食する
6 宅地開発等が散見されるところである。地方公共団体による景観計画の策定を引き続き推進すると
7 ともに、地域の拠り所や顔となるような、質の高い景観形成に重点的に取り組む地区である重点地
8 区の指定等による景観計画の見直しを行うことにより、実効性を高める取組を推進し、景観まちづ
9 くりの質を向上させる。住民や事業者の土地利用等の事業活動等に関しては、良好な景観の形成に
10 努めるよう意識啓発や教育、先進的な取組事例の情報提供、専門家によるアドバイザー制度等のソ
11 フト面での充実を図る。社会資本等の整備に当たっては、地域固有の特性等を踏まえ、住民やその
12 他関係者、学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映させながら、景
13 観アセスメントシステムの運用、事業の景観形成ガイドライン等の活用、景観行政と連携した屋外
14 広告物規制等により、景観に配慮した整備を進める。

15 また、無電柱化の推進は、良好な景観形成や観光振興に必要な地区のみならず、近年の台風によ
16 る倒木や飛来物起因の電柱倒壊等を踏まえ、長期停電や通信障害等のリスク軽減といった防災・減
17 災、二次災害の拡大防止の観点でもその必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、無電柱
18 化推進計画に基づき無電柱化を推進する。

20 広域連携 PJ5. 東北圏の自然環境や景観の保全・継承プロジェクト

21 (1) 目的

22 東北圏の豊かな自然環境や景観、原風景といえる美しい森林や田園、川や湖等の水環境、海辺や
23 海域の保全・継承の取組を行うとともに、人口減少下における国土管理を適切に推進する。また、
24 東北圏の自然環境や風景等を保全・継承する人材の育成や地域づくりを圏域全体で推進する。

26 (2) 具体的取組

- 27 ・自然環境の保全による生物多様性の保全
- 28 ・国土の適正な管理
- 29 ・景観まちづくりの質の向上

31 3. 陸域・海域の水環境の保全・再生と豊かな水の恵みの享受

32 健全な水循環の維持又は回復のため、陸域・海域一体となった自然環境の保全・再生を図るとと
33 もに、広大な流域圏における貯留・涵養機能の維持・向上に向けた流域治水の取組を推進する。

34 また、地域の水資源や水文化を守り、うるおいある水辺空間の創出による地域活性化を図る。

36 (1) 流域圏におけるハード・ソフト一体となった防災・減災対策

37 (流域治水の推進)

38 気候変動の影響による降雨量の増大及び海面上昇等に対応するため、多様な機能を有するグ

1 リーンインフラや、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の考え方や取組を取り入れながら、
2 多様な主体の参加の下、多層的な治水対策を流域治水の一環として推進する必要がある。

3 河川、ダム、砂防、海岸の整備等の事前防災対策の加速化を図りながら、あらゆる関係者が協働
4 して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策である流域治水の取組を進め、新たな土地の
5 開発等に際し、降雨の流出の増加を抑制するための対策、既存の施設・土地を活用した流域の貯留
6 浸透機能を更に向上させる取組の促進を図る。

7 また、森林の適切な保全管理による水源涵養機能の維持・増進を図る取組や、「田んぼダム」・た
8 め池・農業用ダム等の農地・農業水利施設の多面的機能の活用、公園緑地・洪水調節施設（遊水
9 池・調節池）を活用した雨水貯留浸透機能の向上の取組を進める。こうしたハード面の整備に加
10 え、浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定等、水害リスク情報の提供・発信、非常時の避難
11 態勢の強化といったソフト面の対策についても、あらゆる関係者と協働して推進し、水災害リス
12 クの増大に備えるものとする。

13 （適切な地下水管理）

14 地盤沈下、地下水汚染、塩水化等の地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地
15 下水を守り、水資源等として利用していくために、各種ガイドライン等による支援や地域の実情
16 に応じて「地下水マネジメント」に取り組む。

17 （2）おいしい水の供給とうるおいある水辺空間創出

18 気候変動や大規模災害等の影響が懸念される近年では、リスク管理型の「水の安定供給」が求め
19 られ、水資源を取り巻く課題やリスクに対し、安全で安心できる水を安定して利用でき、水の恵み
20 を将来にわたって享受できる仕組みづくりが重要である。そのため、水インフラ（水道施設、農業
21 水利施設、水力発電施設、工業用水道施設、河川管理施設、下水道施設、水資源開発施設等）の整
22 備や老朽化対策を重層的に取り組むほか、流域における健全な水循環・生態系の維持・回復、地下
23 水の総合的な管理等の取組を推進する。

24 また、河川、湖沼、ため池等は、地域の歴史、文化及び伝統を保持、創出する重要な要素であり、
25 良好な水辺空間の保全・再生・創出は地域の魅力の向上や活性化につながるものである。水辺の整
26 備、水辺の環境を活かした都市公園の整備、舟運の活用、水源地域等における体験型観光、水辺を
27 活かしたかわまちづくり等の取組を推進・支援し、魅力的で多様な「水文化」を継承・創出・再生
28 を図る。加えて、森林、河川、海、公園等のフィールドを活かした体験や教育機会の拡大・創出を
29 推進し、子どもを含め圏民の生物多様性の重要性への理解と当事者意識の醸成につなげる。

30 （3）総合的な土砂管理の取組の推進

31 山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理は、国土管理にとって重要である。このため、土
32 砂移動の継続的な観測・監視、評価を踏まえながら、治山施設の整備、砂防施設による流出土砂の
33 調節、河川、ダム等の堆積土砂対策、侵食海岸における海岸保全施設の整備・養浜等を実施する。
34 また、適切な土砂管理を行うための土砂移動に関するデータの収集・分析や、より有効な技術の検
35 討・評価や関係機関との事業連携のための連携方針の策定等、山地から海岸までの一貫した総合
36 37 38

1 的な土砂管理の取組を推進する。

3 (4) 海域の環境保全・再生・利用

4 陸上の森林と同じように海洋植物が持つ二酸化炭素の吸収や水質浄化といった効果は、カーボ
5 ンニュートラルの実現に寄与する新たな選択肢として期待されていることから、藻場・干潟等や
6 生物共生型港湾構造物といったブルーインフラを拡大し、「ブルーカーボン生態系」の保全・再生・
7 創出が必要である。また、陸域と海域は河川、地下水等の水系でつながっており、土砂の移動によ
8 り沿岸域に干潟、砂浜等が形成されるほか、陸域から供給される栄養塩類は川や海の生物を育み、
9 豊かな生態系を形成していることから、陸域と一体となった沿岸域の自然環境の保全及び再生を
10 図ることが重要である。

11 このため、総合的な土砂管理の取組の推進、浚渫土砂等を活用した干潟、海浜等の造成、栄養塩
12 類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復及び促進、藻場・干潟等の生態系の保全及び再生、美しい
13 景観の保全及び形成、漂流・漂着・海底ごみ対策の推進等を図る。あわせて、多様な主体の参加に
14 よる海浜清掃活動、漁業者やNPO等による植林活動の促進等、広域的な枠組における環境保全
15 の取組を推進する。

16 さらに、海岸部における公園等と海岸保全施設の一体的整備と緑地の整備等、地域づくりの核
17 となる事業を推進し、親水空間の創出や海に対する圏民意識の醸成を図る。海洋性レクリエーショ
18 ン・スポーツ空間としての砂浜や磯場等の整備を進めるとともに、ほかのレクリエーション施設
19 との連携も図り、様々な方法で楽しめる親水空間を創出する。加えて、防波堤整備により生まれる
20 静穏海域を活用した海洋性レクリエーション、環境学習、観光等の取組を促進する。また、安全
21 面、景観面で問題視されている放置艇対策として、施設整備等を推進する。

23 広域連携PJ6. 安全・安心でうるおいのある水環境の形成プロジェクト

24 (1) 目的

25 東北圏では、気候変動により降雨量の増加や海面の上昇が想定される等、将来において自然災
26 害リスクが高まることが予測されている。これらに対応した災害に強い流域を形成するため、流
27 域圏におけるハード・ソフトが一体となった流域治水や、総合的な土砂管理の取組の推進により
28 自然災害に対する耐力を向上させる。また、うるおいある水辺空間を創出するため、公園や海岸保
29 全施設等が一体となった地域づくりの核となる事業や、流域圏での環境学習、観光等の取組等を
30 推進する。

32 (2) 具体的取組

- 33 ・流域治水対策などの災害対策
- 34 ・総合的な土砂管理の取組の推進
- 35 ・公園や海岸保全施設等が一体となった地域づくりの核となる事業の推進
- 36 ・流域圏での環境学習、観光等の取組の推進

37 第3節 雪との共生や新しい暮らしを可能にするコンパクトな圏域の実現

38 東北圏の広大な圏土の大部分は豪雪地帯であり、雪との共生が不可欠である。冬期間の安全で

1 快適な生活や地域間交流・連携を支える雪対策を推進するとともに、雪を価値ある観光資源とし
2 て活用するなど、雪を活かす取組を促進し、魅力的な地域づくりを推進する。

3 都市と農山漁村は社会的経済的に深いつながりがあるが、人口減少と少子高齢化の著しい進行
4 により、農山漁村の集落の存続や公共サービスの持続的な確保が危ぶまれている。東北圏が持続
5 可能な地域として発展していくためには、地域特性を踏まえた空き地・空き家の利活用など地域
6 空間のマネジメントを行い、多様な都市機能を集約化した広域的な中枢都市の形成と合わせて、
7 周辺の農山漁村における「小さな拠点」の整備を進めること、また、それらが有機的に結ばれ共
8 生できるよう、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化や高規格道路に隣接する主要施設
9 へのアクセス性向上に資するスマートICの整備など、持続可能で利便性の高い、シームレスな
10 交通ネットワークの形成を図る。

11 さらに、近隣市町村間で都市機能を相互補完・分担し、ドローンや自動運転等新たな移動や物
12 流技術を活用することにより暮らしの質を向上し、持続可能な社会の構築を目指す。

13 また、遠隔医療等の新たな技術を導入しながら、住民が安心して暮らしていく上で必要な医療・
14 福祉サービスの更なる充実を図る。

15 16 1. 冬に強く魅力的な地域づくりの推進

17 冬期間の安全で快適な生活や地域間交流・連携を支える雪対策を推進するとともに、高齢者世
18 帯でも安心して暮らせるような取組を推進する。また、雪を価値ある資源ととらえ、雪冷熱エネ
19 ルギー等への利用や観光資源としての活用等、親雪、利雪の観点から雪を活かした地域づくりを推
20 進する。

21 22 (1) 冬期間の安全・安心な交通ネットワークの確保

23 短期間の集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限
24 とするため、地域の実情に応じて、高規格道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、高規格道
25 路と直轄国道のダブルネットワーク化、付加車線や登坂車線の設置等を実施することを通じ、大雪
26 の観点からも、基幹的な道路ネットワークの強化を図る。

27 また、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生しないよう、消融雪施設、スノーシェッド、
28 防雪柵等の整備のほか、チェーン着脱場や効率的な除雪作業のための除雪ステーション等の整備
29 を進めるとともに、やむを得ず車両滞留が発生した場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路
30 等の整備を進める。さらに、積雪寒冷地特有の舗装損傷への対策を進める。

31 確実な冬期通行を確保するため、除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪の実
32 施、高速道路と一般道路等の道路管理者間及び関係機関との連携等、除雪体制の強化を推進する
33 とともに、立ち往生等の懸念される箇所の事前把握や、AI技術を活用した交通障害自動検知シ
34 ステムの導入等を推進する。また、「道の駅」の防災機能の強化、迅速な道路管理と道路情報の収
35 集・提供の高度化等、ハード・ソフト両面から交通安全対策を推進し、一年を通じて安全・安心な
36 交通ネットワークの形成と公共交通の利便性の確保を図る。

37 38 (2) 冬期間の安全で快適な暮らしの確保

1 冬期間の安全で快適な暮らしの確保のため、雪崩予防施設や除排雪機能を付加した河川等の整
2 備、下水道管渠等を活用した消融雪施設の整備、公共空間等を利用した雪捨て場の確保を図る。特
3 くに、地域社会から要請が強い消流雪用水の確保は重要である。また、融雪期の土砂災害、積雪期の
4 大規模地震災害等の災害対策を推進する。さらに、歩道整備や歩道除雪、市街地等における子ど
5 も・高齢者に優しい歩行空間の整備推進や住宅支援、除雪のDX化による効率化、除雪機械の自動
6 化・雪氷対策等の新技術の開発・普及を促進する。

7 雪処理については、建設業関連団体やNPO、地域コミュニティ等と連携した除排雪の体制を整
8 備するとともに、地域が行う除排雪への支援、克雪住宅の普及促進及び空き家に係る除排雪等の管
9 理の確保に加え、冬期居住施設など、高齢化が進み、雪処理の担い手が不足している地域への対策
10 等を促進する。

11 12 (3) 雪の有効活用

13 親雪、利雪の観点からの産業振興、地域活性化等の対策としては、豊かな土地、水資源、自然環
14 境や美しい景観の保全を行いつつ、雪国の特性に対応した農林水産業等の振興を図るとともに、雪
15 氷冷熱エネルギー等の各種資源の利活用等を促進する。

16 また、樹氷等の美しい景観や自然環境を保全しつつ、雪を始めとした冬の産物を冬期間におけ
17 る東北圏の貴重な観光資源ととらえ、国内外観光客の誘致のための情報発信を行う。さらに、冬期
18 のスポーツ施設、公園の整備等を図るとともに、国内外の交流人口拡大に向けた取組としてス
19 キー・スノーボード等のウィンタースポーツ、かまくら・雪燈籠まつり等の伝統行事、地吹雪・雪
20 下ろし等の東北圏の冬の体験等、雪に親しむ機会を創出し、雪と共存・調和した魅力ある地域づく
21 りを推進する。

22 23 広域連携PJ7. 雪国東北の暮らし向上プロジェクト

24 (1) 目的

25 圏土の約8割が豪雪地帯である東北圏において、住民の安全・安心で快適な生活を確保し、雪と
26 共生した雪国ならではの魅力ある地域社会の形成のため、地域間の交流・連携による雪対策を推
27 進するとともに、雪を貴重な地域資源ととらえた利雪の促進と冬期観光の魅力発信に取り組む。

28 29 (2) 具体的取組

- 30 ・安全・安心で快適な暮らしの確保
- 31 ・雪を貴重な地域資源ととらえた取組
- 32 ・ウィンタースポーツの振興によるまちづくり

33 34 2. 「コンパクト+ネットワーク」による都市と農山漁村の共生

35 都市と農山漁村の共生を図るため、それぞれが保有している都市機能や地域資源を相互に補完、
36 分担し合いながら都市や周辺の農山漁村において情報、人材、経済等が循環できる良好な地域生
37 活圏を構築する。これからの人口減少下で、各種サービスを効率的に提供するためには、コンパク
38 ト化することが不可欠であるが、コンパクト化だけでは圏域・マーケットが縮小するため、ネット

1 ワーク化により、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保することも不可欠である。ヒト、モノ、
2 カネ、情報と呼び込み、それらの高密度な交流が実現することでイノベーションの創出や賑わいの
3 創出につながり、地域の歴史・文化等の継承、発展、新たな価値の創造へ寄与していく。

4 「コンパクト+ネットワーク」により「新しい集積」を形成し、圏域全体の「生産性」を高める
5 圏土構造を形成することによって、都市と農山漁村の対流を促進するためのネットワークの構築
6 や各種サービスの向上を図るとともに、都市と農山漁村の相互貢献による経済循環を促進し、東
7 北圏各地域の持続的発展に向け取り組む。

9 (1) 東北発コンパクトシティの推進

10 東北圏は、面積が広く、人口密度の低い中小規模の都市が多く存在し、都市間距離も比較的長い
11 地域構造となっている。また、中小規模の都市は、周辺の農山漁村に医療、福祉や教育等のサービ
12 スや身近な就業の場所を提供するなど、生活圏域の中心として重要な役割を担っている。

13 しかし、今後、更に人口が減少していく中では、すべての都市機能を一つの都市で充足させるこ
14 とは困難となってきた。

15 東北圏において、中小規模の都市や農山漁村が、将来にわたり快適な生活環境を確保していく
16 ためには、それぞれの地域において都市機能が集積する中心都市との連携を強化するとともに、
17 都市の周辺に広がる農山漁村との有機的な共生と、中小規模の都市間相互にそれぞれの都市機能
18 を補完・分担することにより、効率的・効果的なサービスの提供を図り、地域生活圏を形成する必
19 要がある。

20 このように都市間における機能の補完・分担を前提とし、また農山漁村との連携の視点を重視
21 しながら、立地適正化計画などにより各都市がコンパクトで災害に強く活力ある都市を形成する
22 「東北発コンパクトシティ」を具体的に推進していくため、「共通理解の醸成」「各種取組の情報共有
23 及び周知」「問題解決に向けた検討及び支援」等を実施する。

25 (2) 広域連携及び地域の生活を支える交通ネットワークの構築

26 都市間距離の長い東北圏において各都市が適切に機能を分担することが可能となるよう、地域
27 の実情に応じた広域的な地域生活圏を行政区域にこだわらず形成する。

28 都市相互の連携を推進する上で必要となる広域交通ネットワークとして、三陸沿岸道路に学び、
29 人口減少や大規模災害リスクの中、地方部における生活圏人口の維持に不可欠な高規格道路を「地
30 域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と位置づけ、高規格道路の早期形成を図る。また、直
31 轄国道とのダブルネットワーク化、一般国道等の冬期通行不能区間の解消や、鉄道の高速化の推
32 進とともに、地域鉄道の維持を図る。

33 また、都市内、都市相互、都市と農山漁村の交流・連携を支える交通サービスとして、地方公共
34 団体、公共交通事業者等の関係者が連携し、まちづくり等の地域戦略と一体となった持続可能で
35 面的な公共交通ネットワークの形成及び公共交通の利便性の確保を図る。

36 交通結節点においては、集約型公共交通ターミナル（バスタ）の整備・マネジメントを通じて、
37 人中心の空間づくりや多様なモビリティとの連携など、MaaSや自動運転にも対応した未来空
38 間の創出を進める。また、歩行者、自転車、自家用車、公共交通等の乗換えの円滑化を推進すると

1 とともに、各移動・交通手段が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推
2 進する。あわせて、自動車交通を安全性の高い高速道路等へ転換し道路の機能分離化を図ること
3 により「ゾーン30プラス」等の交通安全対策を推進する。

4 さらに複数の公共交通機関の事業者間の連携によるシームレスな交通ネットワークの形成、B
5 R T等の公共交通システム導入の支援・促進、小型モビリティの利用環境整備、自動運転技術の導
6 入等を進める。

7 また、総合的な交通政策を戦略的に推進し、交通の分散を図るバイパス及び環状道路の整備、主
8 要な渋滞箇所における交差点改良等の道路整備による対策と併せて、地域との協働や経済的手法
9 を含めた交通行動の変更を促す TDM の推進や道路データプラットフォームの構築等を推進する道
10 路システムの DX「xROAD」の取組等により、中心市街地等の渋滞ピークの平準化、事故の削減を図
11 る。

13 (3) 広域的な生活利便性の核となる中枢都市の形成

14 東北圏の自立的発展を牽引するため、政令指定都市である仙台市、新潟市において、既存の集積
15 を活かした高次都市機能の充実と創造的人材の集積等の良好な循環を維持していく必要がある。
16 このため、駅周辺の再開発事業や区画整理事業等、都市の再生を推進する。こうした取組を進める
17 に当たっては、都市計画の特例制度の活用や金融支援等の誘導施策等、民間の活力による都市機
18 能の再生、高度化を積極的に推進する。

19 また、鉄軌道交通機関の整備や都市の放射・環状道路及び中枢都市と周辺の都市間を結ぶ格子
20 状骨格道路ネットワークの形成、連続立体交差事業等による踏切対策、交通基盤の充実を推進す
21 る。さらに、グローバル・ゲートウェイ機能の強化、産学連携による国際競争力のある産業の形成
22 等、中枢都市としての機能強化を推進する。

23 あわせて、人材、情報等企業の国際ビジネス等の総合的な支援体制の整備や国際的な学術会議、
24 政府間会議等の開催・誘致のほか、ビジネス、文化、スポーツ、観光等においても東北圏の中枢と
25 しての機能強化を図る取組を推進する。

26 東北圏では、人口増加やモータリゼーションの進展により、市街地が拡大してきたが、今後は人
27 口減少・少子高齢化や高齢化等により国や地方公共団体の財政が一層厳しくなる一方で、各都市
28 における既存の公共公益施設の維持管理費や更新費は今後ますます増加していく。

29 このため、都市の中心拠点や生活拠点において、公共施設の再編、空き地、空き家などの空き建
30 築物等の既存ストックの有効活用等を進めつつ、各種都市機能を集約するとともに、拠点となる
31 エリアや公共交通の沿線等へのまちなか居住の誘導を図る。

32 また、長期的な視点に配慮した地域空間のマネジメントを行い、諸施設の再配置や複合化を進
33 め、広域的な利用を推進することによって、都市と農山漁村の双方の住民が恩恵を受けることが
34 できるよう効率的なサービスの提供を図る。

35 特に、都市機能を他都市から享受可能な一定距離の範囲内にある地域・都市については、行政区
36 域を越えた連携による地域生活圏の形成に向けて、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成を図る。

38 (4) 都市と農山漁村の相互貢献を確立するスマートシティの構築

1 都市と農山漁村の共生を図るため、それぞれが保有している都市機能や地域資源を相互に補完、
2 分担し合いながら都市や周辺の農山漁村において情報、人材、経済等が循環できる良好な地域生
3 活圏を構築する。

4 AI、IoT や官民データ等を地域づくりに取り入れることで地域課題の解決を図り、新しい地域価
5 値を創出するスマートシティの取組を推進する。

6 また、人口減少や少子高齢化が都市に先駆けて進行する農山漁村等において、基幹産業である農
7 林水産業の仕事づくりを軸として、教育、医療・福祉・介護、物流など、様々な産業分野と連携し
8 ながら、地域資源とデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決に取り組む「デジ活」中山間地域に
9 おける地域づくりを推進する。

10 さらに、豊かな地域資源を活用して、農林水産業を軸に観光、教育、医療・福祉・介護等の多様
11 な分野と連携して取り組むことにより、交流人口の増加を図るとともに、地方・田園回帰等の動き
12 も踏まえ、農山漁村と都市の相互貢献による共生を目指す。

13 具体的には、農山漁村の関係人口である「農的関係人口」の創出・拡大や関係の深化に向けて、
14 農山漁村に興味がある多様な人材が関わるができる仕組みを構築するとともに、農山漁村地
15 域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行としての農
16 泊の取組を推進する。また、高齢者や障害者等の多様な人々が農林水産業に従事することを促進
17 し、社会参加や生きがいの創出を図る農福連携の取組を推進する。

18 地域生活圏の形成に向けて、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けたデジタル基盤整備や、
19 スマートシティ・スーパーシティ、「デジ活」中山間地域等のモデル地域ビジョン等との連携を推
20 進するとともに、既存の広域連携の枠組みである連携中枢都市圏や定住自立圏との連携を図る。

22 (5) 中心市街地の活性化とウォーカブルなまちづくり

23 東北圏の多くの都市において、中心市街地の活力の低下が続いている。また、今後の人口減少・
24 少子高齢化の進行を踏まえ、都市の拠点としての中心市街地の活性化は喫緊の課題である。この
25 ため、歴史・文化等の地域特性や創意工夫を活かしつつ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等
26 による市街地の整備改善、商業及び商業基盤施設の高度化等による商店街の再生等により、地域
27 の生活サービス機能を集約し、居住を誘導する多様な拠点の創出とそれらを結ぶ公共交通の確保
28 を図る。

29 こうした観点から、まちなかの賑わいを創出し、滞在性・回遊性を高め、多世代が交流するコ
30 ミュニティ空間を創出するため、人中心の都市・街路空間への再構築や、「歩行者利便増進道路（ほ
31 こみち）制度」の普及により、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。そのた
32 めには、地方都市の環状道路など、高規格道路整備と合わせ、都市内の道路空間について、歩道や
33 自転車道、バス専用レーン、賑わいのための空間など、車線削減を含めた再配分をセットで検討す
34 ることが重要である。

35 具体的には、徒歩、自転車又は公共交通機関の利用により医療・福祉・介護、教育等の生活サー
36 ビスを享受することができるよう、公共交通機関、通学路やバリアフリー特定道路での歩道整備等
37 だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成、歩行者と自転車の通行区分、景観行
38 政と連携したまちの活性化に資する屋外広告物利活用の促進や屋外広告物の落下対策を進める。

1 あわせて、車両の通過交通抑制及び速度低減による安全な歩行空間の確保等を目的として、面的
2 な速度規制とハンプ等の物理的デバイスを適切に組み合わせる「ゾーン 30 プラス」等の交通安全
3 対策、道路空間を拡大するための無電柱化の取組を推進する。

4 また、水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成や、まちなかの賑わいを創出し、多世代が交
5 流するコミュニティ空間の創出等による魅力的なコンパクトシティの形成を図る。

6 このようにして、公園等のオープンスペースの充実や駅まち空間の再構築、官民空間の一体的な
7 利活用等により「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出することで多様な人材や関係人口を
8 呼び込み、新たなコミュニティの形成を推進するとともに、エリアマネジメントやエリアリノーベ
9 ション等の推進によりまちなかの賑わいを創出し、地域活動の活性化を図る。

11 (6) 彩り豊かな地域の個性を活かした魅力的なまちづくり

12 東北圏の都市は、江戸時代の城下町や蔵の町、大正浪漫の街並み、近代的で整備された街並み、
13 或いはまちなかから眺める山河等の自然景観等、歴史・伝統に培われた魅力的な景観を有してい
14 る。都市の魅力の向上を図るため、景観法に基づく規制・誘導手法等を用いた街並みの保全・整
15 序、特徴的な自然景観、建物等への眺望の確保等を図るほか、城跡の整備、歴史的な建造物や庭
16 園、伝統的な街並みの保全・復元、無電柱化、景観行政と連携した屋外広告物規制、良好な水辺・
17 海辺空間の形成を図るなど、地域住民・企業との協働によりそれぞれの都市の特徴を活かした景
18 観の形成を推進する。

19 また、東北圏の都市は、東北三大夏祭り等の地域の伝統的な文化・芸術を大切に育み、継承して
20 きた。震災以降は東北六魂祭の開催等、地域が一体となった取組が進められている。さらに、宮城
21 県仙台市の定禅寺ストリートジャズフェスティバル等、地域住民が中心となって新たな文化的活
22 動が次々と生まれることも都市の魅力であり、都市の活力や個性を生み出している。今後も、これ
23 らの活動や新たな取組の支援、ほかのイベントとの連動による相乗効果の創出等、文化・芸術機能
24 の強化を促進する。さらに、このように各都市に残された東北圏ならではの歴史資源や文化を活
25 かして歴史まちづくりを推進する。

27 (7) 「小さな拠点」の形成による暮らしやすい農山漁村づくり

28 ゆとりや安らぎのライフスタイルを実現できる環境や有形・無形の伝統文化、地域コミュニティ
29 における人々の絆等の東北圏の農山漁村が持つ魅力を活かし、交流人口の拡大を図る。

30 また、小学校や旧役場庁舎、鉄道駅の周辺に日常生活を支える買い物、医療等の「機能」をコン
31 パクトに集積した「小さな拠点」を形成し、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕
32 事・収入の確保をはかるとともに、集落のネットワーク化を推進するなどにより、地域課題の解
33 決に向けた取組を持続的に実践する。

34 さらに、「道の駅」等での農産物販売促進、農林漁業の6次産業化の推進、バイオマスエネルギー
35 の循環利用により、新たな雇用を創出するとともに、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービ
36 スの実施等により、活力に満ちた暮らしやすい農山漁村を形成する。

37 農山漁村における生産活動、生活環境の基礎となる農地や下水道、集落排水施設、道路等の整
38 備、現道拡幅、バイパス整備等による隘路の解消等、生産・生活基盤整備を推進するとともに、各

1 種社会基盤の防災・減災対策を推進する。

2 小さな拠点を核とした集落生活圏において、複数集落を対象に農用地の保全管理や地域資源の
3 活用、生活支援を集約的に担う農村型地域運営組織（農村 RMO）が、「小さな拠点」の持つ機能
4 を効率的・効果的に利用することも期待される。

5 6 **（８）田園回帰を実現できる新しい働き方・暮らし方の推進**

7 近年、若者世代も含めて、都市住民の地方移住への関心が高まっており、潜在的な地方への移住
8 希望者も相当数存在すると考えられる。また、コロナ禍を契機に、企業のテレワーク導入が拡大し、
9 東京の企業に勤めたまま地方に移住しテレワークを行う転職なき移住など、住む場所に縛られな
10 い新たな暮らし方・働き方が一定程度浸透しており、地域との継続的な関係性を有する関係人口の
11 一層の拡大につなげていく必要がある。

12 東北圏においては、ライフスタイルの多様化や田園回帰の意識の高まりに合わせたグリーン
13 ツーリズムの展開や荒廃農地等を活用した滞在型市民農園の整備を促進し、交流人口の拡大によ
14 る農山漁村の活性化を図るとともに、東北圏の農山漁村が持つ魅力を十分に理解してもらい「田
15 舎探し」の取組や、地方での暮らしを希望するシニア世代の意向を実現するための「元気なうちの
16 地方居住」の促進により、定住や二地域居住の促進、関係人口の拡大に結び付けていく。さらに、
17 子どもによる食や自然、農山漁村についての理解を深めるために、農地や森林、農家民宿や廃校等
18 を教育資源として効果的に活用し、多様な体験活動を促進する。

19 さらに、デジタル技術を活用して地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）を推進す
20 るため、空き家を活用したサテライトオフィス等の整備を促進するとともに、地方創生テレワーク
21 に取り組もうとする企業等に対し、取組促進のための積極的な働きかけを通じて、どこでも同様に
22 働ける環境整備を進め、移住や二地域居住等の環境整備等による東北圏への人の流れの創出・拡大
23 を図る。

24 また、地方移住に必要な一元的な情報提供システム、ワンストップ窓口等の活用により、住
25 まいや医療・福祉・介護を含む生活面の情報、農林水産業を含む求人情報、農業就業体験等に関す
26 る情報など、U I J ターン者も含めた地方への移住のための情報提供や相談支援を充実する。

27 こうした施策を講じるに当たっては、子育て世帯や若年夫婦世帯といった将来にわたって地域
28 づくりを担う人材にとって魅力的な生活環境を提供していくことが重要である。このため、教育・
29 文化、医療・福祉・介護、交通・物流等の様々な分野において利便性を享受できる「デジタルとリ
30 アルが融合した地域生活圏」の形成を推進し、利便性の高い暮らしや仕事のための条件を確保しつ
31 つ、子育て環境の優れた既存住宅ストックの活用や住宅取得支援による住居の確保とテレワーク
32 の活用による場所に縛られない働き方の推進とを車の両輪として実施する。

33 34 **（９）条件不利地域への支援**

35 東北圏は、宮城県の大島、牡鹿諸島、浦戸諸島、山形県の飛島、新潟県の粟島、佐渡島の離島地
36 域と津軽、下北、男鹿等の半島地域を有する。これら離島・半島地域は、その地理的特性から、経
37 済的・社会的に不利な条件に置かれている。加えて、地域産業の低迷や人口減少・少子高齢化の進
38 行等、離島・半島地域を取り巻く状況は、非常に厳しいものとなっている。さらに、災害時には、

1 交通や情報の途絶も懸念される。

2 一方で、これらの地域は、生物多様性の保全、自然環境の保全、国土の保全等の上で重要な役割
3 を果たしているほか、地域特有の個性や魅力、伝統文化を有し、観光資源ともなっている。特に離
4 島地域は、排他的経済水域を含み国土の保全・管理上の重要な拠点でもある。

5 このため、都市との交流や連携、グリーンツーリズム等をきっかけとした地域の活性化、航路の
6 維持等、地域の維持・再生に向けた取組を推進する。具体的には、生物多様性の保全に配慮した農
7 林水産業の生産基盤、集落排水施設等の生活基盤、道路、港湾等の交通・情報通信基盤、国土保全
8 施設、医療・福祉・教育体制等の整備及び維持する。また、地方部における生活人口維持に不可欠
9 な高規格道路を「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と位置づけ早期形成を目指す。あ
10 わせて、観光・産業の振興、安定的雇用の確保、自然環境の保全等、それぞれの地域特性に応じた
11 対応を推進し、自立的、持続的な地域社会を構築していく。

12 中山間地域等は、自然環境の保全や国土の保全等の上で重要な役割を果たしていることから、
13 地域資源を活用した交流人口の拡大による活性化を推進する。また、地域住民に密着したサービ
14 スや情報提供の充実に努めた上で、必要に応じた公共施設や社会的諸サービスの集約化・複合化
15 を検討する。さらに、日常的に必要な医療、食料品・日用品の販売、金融機能等の生活サービスを
16 集約した「小さな拠点」の形成と持続可能な公共交通・物流ネットワークの形成など、持続可能な
17 地域運営を行うための仕組みを構築していく。

18 農村において、集落機能の維持・強化や集約化を図り、人の流れの受け皿となる機能等を実現し
19 ていくため、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、
20 生活支援など地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村 RMO）の形
21 成を支援する。また、地域資源とデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決・地域活性化を図る「デ
22 ジ活」中山間地域の取組を推進する。さらに、多面的機能の適切な発揮のための地域共同活動への
23 支援、情報通信環境等の整備、鳥獣被害対策、農業水利施設等の国土強靱化対策を進める。

24 25 広域連携 PJ8. 東北圏における人口減少対策プロジェクト

26 (1) 目的

27 人口減少下における東北圏において、中長期的に人口減少を安定させ、持続可能な地方創生を
28 成し遂げるため、多世代循環型地域の構築、医療・介護・福祉等の高齢社会へ向けた取組、子育て
29 支援等の女性が活躍できる環境づくり、若者定着に向けた取組等により、地元への定住、若者の流
30 出防止、東北圏へ人の流れを呼び込む社会環境を創出する。

31 (2) 具体的取組

- 32 ・多世代循環型地域の構築
- 33 ・高齢社会に向けた取組
- 34 ・女性が活躍できる環境づくりの推進
- 35 ・人口減少・若者定着に向けた取組
- 36 ・東北ならではのスマートシティの取組
- 37
- 38

1 広域連携PJ9. 都市と農山漁村の連携・共生などによる持続可能な地域構造形成プロジェクト

2 (1) 目的

3 東北圏の地方都市においては、人口減少社会の中にあっても持続可能な圏域とするため、コン
4 パクトなまちづくりを進めるとともに、都市周辺に広がる農山漁村地域との有機的な共生と近隣
5 市町村との連携を強化する「東北発コンパクトシティ」の形成に取り組み、東北圏の特性を踏まえ
6 た対流型の地域構造形成を推進する。

7 (2) 具体的取組

- 8 ・都市機能の集約・高度化などによる「コンパクト+ネットワーク」の都市づくり
- 9 ・都市と農山漁村の連携と共生した関係の再構築
- 10 ・都市の連携による地域づくりの推進
- 11 ・地域間を結ぶインフラ整備と公共交通の確保

12 3. 遠隔医療等の新たな技術の展開による医療・福祉の更なる充実

13 暮らしを支える医療や福祉等のサービスを充実するとともに、ユニバーサルデザインの考え方
14 に基づいた人に優しい地域づくりを推進することで、高齢者や女性の社会参画を促す。また、遠隔
15 診療（オンライン診療）等を活用した地域医療の確保や、災害時の緊急医療体制の強化を図ること
16 で、安心して暮らせる圏域を形成する。

17 (1) 医療サービスの充実・先端技術の導入促進と救急対応の向上

18 (医師確保対策の推進)

19 東北圏では、深刻な医師不足や医師の偏在により、適切な医療を受けることが困難な状況が生
20 じている。特に、産科・小児科医の不足は、地域で子どもを安心して産み育てる上で大きな課題と
21 なっている。

22 このため、国、大学、県が連携し、東北圏における必要な医師数の確保や医学生の養成に努める
23 とともに、医師の地域医療機関への定着に向けた取組を推進する。

24 また、医師が不足する地域に対する医師の派遣や医師の確保対策、医師の再雇用、女性医師に対
25 する業務負担の軽減や復帰支援等を推進する。

26 (地域医療の再編による医療提供体制の構築)

27 地域で医師が不足している状況下においては、医療サービスの水準を確保することが喫緊の課
28 題であり、国、地方公共団体、大学及び医療機関において、今後の地域医療の再編を早急に検討し
29 ていく必要がある。

30 特に、地域の拠点病院とその周辺の病院や診療所の適切な配置と連携の強化及び周辺の病院間
31 の機能分担を前提とした地域医療体制の構築を地域住民の理解を得ながら推進するとともに、通
32 院に必要な地域の交通手段を確保する。

33 医師不足が顕著な小児科及び精神科等については、拠点病院の強化や開業医の救急外来への参

1 加、助産師の活用等を図る。

2 また、がん医療や緩和ケア対策の推進に関する取組を重点的に推進する。

3 さらに、人口減少下で医療・福祉・介護分野における人手不足が一層深刻化していく中、医療面
4 におけるタスク・シフト/シェアを進めていくとともに、サービスの生産性の向上を一層推進して
5 いく必要がある。このため、ICT、ロボット、遠隔医療等の新たな技術やサービスの手法の開発、
6 普及に取り組む。へき地・離島医療支援については、大学病院等が画像診断を行う遠隔医療を推進
7 するとともに、救急搬送体制を整備する。

9 (広域的な救急医療ネットワークの構築)

10 東北圏は、第三次救急医療機関の60分到達圏から外れる地域が多く、救急対応の向上には、地
11 域の医療機関による連携とアクセス整備を行う必要がある。このため、ICTを活用した広域災
12 害救急医療情報等ネットワークや格子状骨格道路ネットワークの整備等を推進する。

13 また、救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)や消防防災ヘリコプター等を活用した救急医療
14 体制の構築や救急搬送システムの整備の推進、ヘリポートから救急医療機関へのアクセス道路の
15 整備を図る。

17 (遠隔医療を活用した地域医療の確保)

18 若者、女性、高齢者等の多様な世代が安心して暮らせるよう、中長期的な人口動態の変化とそれ
19 に伴う各県における地域ごとの将来の医療需要を見据えた地域医療構想の取組を支援しつつ、遠
20 隔診療(オンライン診療)の普及を含めた質の高い医療の効率的な提供体制の確保や将来の医療需
21 要に応じた地域医療構想の実現を図る。

23 (医療に係る啓発の推進)

24 深刻な医師不足の状況の中、医師の過重労働が大きな課題となっていることから、不要な時間
25 外受診を減少させるために、地域住民に対し、医療関係の電話相談事業や救急対応のガイドブッ
26 クの配布等を通じて、病気や怪我の適切な対処方法の普及に努めるとともに、病院へのかかり方
27 や予防医療についての情報を提供し、住民への啓発を推進する。

29 (2) 少子化及び高齢化等に対応した福祉サービスの充実

30 (地域の足の確保等の推進)

31 高齢者、要介護者、障害者及び通学児童等の交通弱者の通院、通学及び買い物等の生活を支える
32 地域の足として、地域のニーズに柔軟に対応したコミュニティバス、乗合タクシー、福祉タクシー
33 及びスクールバス等を、地域住民、NPO、バス・タクシー事業者及び市町村等、地域関係者の参
34 画を通じて確保する。

35 子どもや高齢者等が安全に安心して外出できるように、通学路等において、歩道整備・交通事故
36 対策等、道路環境整備を推進する。

38 (要介護者や高齢者の生活支援サービス等の推進)

1 要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるため、在宅における介護サービスの質と量を確保するとともに、NPO等の介護支援等在宅介護体制の充実を図り、また、老人福祉施設の適切な配置と施設間の連携を推進する。ひとり暮らしの高齢者等が安心して暮らせるように、高齢者向け住宅の整備を図るとともに、ICTの活用による生活支援を推進する。さらに、生活援助員による日常の生活相談、安否確認、緊急時における連絡等生活支援サービスの活用を推進するとともに、地域住民、町内会、商店会及びNPO等、地域の多様な主体の協働による見守り等の取組を推進する。

8 また、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る。その際、公的不動産や空き家の活用も進める。これらの取組は、都市政策、住宅政策、交通政策と医療・福祉・介護政策が連携して総合的に行う。

13 (3) スマートウェルネス住宅・シティの実現

14 まちづくりにおいては、サービス付き高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅及び子育て、医療・福祉・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を図る。

18 (4) 災害時における医療体制の確保

19 大規模災害時にも機能する医療体制の構築を図る観点から、医療施設の耐震化や医療機器の停電対策を講ずるほか、医薬品や燃料等の確保・備蓄を進めるとともに、災害時に強いクラウドシステムを活用した診療情報のバックアップに向けた取組を推進する。また、医療施設間の連携協定や平時における実践的な防災連携訓練を実施し、災害時の医療人材や看護師の育成確保を図る。さらに、災害時における要配慮者の救助体制の確立に向けた関係機関での情報共有を図るとともに、患者の症状に応じた適切な搬送体制を構築する。また、災害発生時には医療体制が不足する事態を回避するため、災害派遣医療チーム(DMAT)について、医療法に基づく養成・登録を着実に行う。

28 (5) 要配慮者を支える地域医療の充実

29 要配慮者向けの地域医療や福祉サービスを確保するため、病院、診療所、訪問看護ステーションや在宅サービス事業者等の医療情報システムの共有化、施設の充実を図る。

31 また、「地域包括ケアシステム」による在宅医療・介護の提供や連携に資する体制を構築するとともに、高齢単身世帯や認知症の高齢者が安心して生活できるよう、地域における見守りサポートなど、コミュニティとして受け止めることのできる体制づくりや地域づくりに官民一体となって取り組む。

36 広域連携PJ10. 東北圏の生活を支える地域医療支援プロジェクト

37 (1) 目的

38 医療機関の偏在や医師不足に加え、都市間距離が長く、中山間地域に居住地が点在するなど、医

1 療を受ける条件が厳しい地域での医療体制を整備し、持続可能な地域社会を実現するため、医師
2 の確保に向けた支援を推進する。

3 さらに、ドクターヘリの活用や県域を越えた救急搬送体制、遠隔医療体制のほか、大規模災害時
4 においても地域全体で安心できる医療体制の構築を図る。

5
6 (2) 具体的取組

- 7 ・医師確保対策の推進)
 - 8 ・ドクターヘリを活用した高度な救急医療の確保)
 - 9 ・傷病者の受入可否情報や格子状骨格道路ネットワーク等を活用した救急搬送体制の構築)
 - 10 ・画像診断による遠隔医療体制の構築)
 - 11 ・がん医療の均てん化の推進
 - 12 ・災害時における医療体制の確保
- 13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38